
第2回 飯南町議会定例会会議録 (第1日)

令和4年3月7日 (月曜日)

議事日程 (第1号)

令和4年3月7日午前9時開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 陳情について
 - 日程第5 町長提出議案上程
 - 日程第6 町長所信表明及び提案理由の要旨説明
 - 日程第7 提案理由の詳細説明
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
 - 日程第2 会期の決定
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 陳情について
 - 日程第5 町長提出議案上程
 - 日程第6 町長所信表明及び提案理由の要旨説明
 - 日程第7 提案理由の詳細説明
-

出席議員 (10名)

- | | | | |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 早 樋 徹 雄 | 2番 | 伊 藤 好 晴 |
| 3番 | 熊 谷 兼 樹 | 4番 | 内 藤 眞 一 |
| 5番 | 高 橋 英 次 | 6番 | 安 部 誠 也 |
| 7番 | 景 山 登 美 男 | 8番 | 安 部 丘 |
| 9番 | 平 石 玲 児 | 10番 | 戸 谷 ひ と み |
-

欠席議員 (なし)

欠員 (なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 高木 ゆかり 書 記 信 藤 晃

説明のため出席した者の職氏名

町 長	塚 原 隆 昭	副 町 長	奥 田 弘 樹
教 育 長	大 谷 哲 也	教 育 次 長	石 飛 幹 祐
総 務 課 長	那 須 忠 巳	防 災 危 機 管 理 室 長	長 島 淳 二
会 計 管 理 者	那 須 和 博	基 幹 支 所 長	和 田 真 一
まちづくり推進課長	藤 原 清 伸	まちづくり推進課 総 括 監	門 脇 貴 子
保 健 福 祉 課 長	小 玉 千 恵	産 業 振 興 課 総 括 監	藤 原 一 也
住 民 課 長	永 井 あ け み	福 祉 事 務 所 長	安 部 農
病 院 事 務 長	高 橋 克 裕	建 設 課 長	森 山 篤
		代 表 監 査 委 員	那 須 照 男

欠席した職員の氏名

産 業 振 興 課 長 植 田 勉

午前9時00分開会

○議長（早樋 徹雄） みなさん、おはようございます。定足数に達しておりますので、これより令和4第2回飯南町議会定例会を開会いたします。

なお、議場は新型コロナウイルス感染防止のため、対策をしてお開会となりますので、ご協力をお願いいたします。

ただちに本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

なお、産業振興課植田課長は、欠席届が出ております。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（早樋 徹雄） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、7番、景山登美男議員、8番、安部 丘議員の両名を指名いたします。

日程第2 会期の決定

○議長（早樋 徹雄） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

3月2日、議会運営委員会が開催されております。ここで議会運営委員会委員長より、委員会の報告を求めます。2番、伊藤好晴議会運営委員会委員長。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 2番、伊藤委員長。

○議会運営委員長（伊藤 好晴） はい。

おはようございます。去る3月2日に、議会運営委員会を開催し、本定例会の会期日程について協議いたしましたので報告します。

会期は、本日から3月23日までの17日間とします。

日程であります。本日はこの後、会期の決定、提出議案の上程、町長所信表明及び提案理由の詳細説明を行います。

8日は、午前9時に本会議を再開し、引き続き提案理由の詳細説明、議案に対する質疑を行った後、委員会付託を行います。9日と10日は休会とし、11日に本会議を再開し一般質問を行います。

12日と13日は休会とし、14日から18日まで各常任委員会で審査を行っていただきます。19日、20日及び21日は休会とし、22日は各常任委員会及び予算特別委員会で審査を行っていただきます。

23日、午前9時より本会議を再開し、委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論、採決を行い、閉会といたします。以上であります。

○議長（早樋 徹雄） お諮りいたします。先ほど議会運営委員会委員長より報告のありましたとおり、本定例会の会期は本日3月7日から23日までの17日間にしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日3月7日から23日までの17日間に決定いたしました。

日程第3 諸般の報告

○議長（早樋 徹雄） 日程第3、諸般の報告をいたします。

12月定例議会以降本日までに、飯南町議会議長または議員として出席した会議等の一覧表を、お手元に配付しております。

このうち、2月21日に開催された島根県町村会議議長会定期総会では、「新型コロナウイルス感染症対策に関する要望」、「竹島の領土権確立等に関する要望」の2件の要望決議を行いました。また、各地区別要望についても決議し、島根県への要望活動を行います。

した。また、総会に先立って行われました自治功労者表彰で、議員在職25年以上の長期特別表彰として伊藤好晴議員、議員在職12年以上の議員表彰として熊谷兼樹議員が、それぞれ島根県町村議会議長会自治功労表彰を受けられました。ここにご披露申し上げ、今後ともこれまでの経験を生かされまして、一層飯南町の発展のため、議員活動にご尽力いただきますようお願いをいたしまして、お祝いの言葉といたします。

続いて、12月及び2月に開催された雲南広域連合議会定例会、雲南市・飯南町事務組合臨時会の概要は、議員のお手元に配付しております資料のとおりでございます。提案された議案すべて承認及び可決されております。

以上、簡略ですが報告を終わります。なお、これらの関係資料につきましては、事務局に提示してありますのでご覧ください。

次に、監査委員から現金出納検査の結果報告があり、お手元に報告書の写しを配付しております。本日、代表監査委員の出席がありますので、若干の説明をお願いいたします。

那須照男代表監査委員。

○代表監査委員（那須 照男） 番外。おはようございます。

去る2月24日、令和4年1月期の例月現金出納検査を執行いたし、その結果を議長あてに報告書を提出しておりますので、朗読して報告にかえたいと思います。

.....
飯 監 第 1 4 号
令和4年2月24日

飯南町議会議長 早 樋 徹 雄 様

飯南町監査委員 那 須 照 男
飯南町監査委員 安 部 丘

現金出納検査報告書

第1 検査の概要

1. 検査の対象

飯南町長から提出された令和4年1月分の現金の出納事務に関する諸資料を対象に検査を実施した。

2. 検査の手続き

この検査は地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、飯南町の監査基準及び監査事務運営要綱に準拠し、通常実施すべき検査手続を選択適用して実施した。

第2 検査の結果

飯南町の令和4年1月末現在の収支は別紙のとおりであり、出納事務は適正に行

われ、計数は正確であると認めた。

2. 留意改善を要する事項 なし

第3 その他 なし

.....

なお、1月分の収支月計報告書は、添付いたしておりますが、計数につきましては省略いたしますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上で、検査報告を終わります。

○議長（早樋 徹雄） これで、諸般の報告を終わります。

日程第4 陳情について

○議長（早樋 徹雄） 日程第4、陳情についてを議題といたします。

本日までに陳情1件を受理しております。陳情文書表と陳情書の写しをお手元に配付しております。

お諮りいたします。陳情第1号、最低賃金の改善と中小企業支援の拡充を求める意見書の採択を求める陳情については、教育経済常任委員会に付託して会期中の審査にしたいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、陳情第1号は教育経済常任委員会に付託して会期中の審査とすることに決定いたしました。

日程第5 町長提出議案上程

○議長（早樋 徹雄） 日程第5、町長から提出議案を上程いたします。

お手元に配付のとおり、報告第3号から議案第40号までの38議案を一括上程いたします。

日程第6 町長所信表明及び提案理由の要旨説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第6、町長から所信表明及び提案理由の要旨説明を求めます。

○町長（塚原 隆昭） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 塚原町長。

○町長（塚原 隆昭） 番外。

本日、令和4年第2回飯南町議会定例会を招集いたしまして、開会の運びとなりましたことを、はじめにあたりまして厚くお礼申し上げます。

提案いたしました諸議案の説明に先立ちまして、町政運営に臨む私の基本的な考え方と

主な施策について、所信の一端を申し上げます。

はじめに、世界的な出来事として、平和の祭典である冬季オリンピックは、日本を代表する若い選手たちが幾多の困難を乗り越え多くのメダルを獲得し、大きな感動を与えてくれました。その雄姿は、次世代を担う子どもたちに「ひたむきに努力することのすばらしさ」を印象づけてくれたものと、深く感銘を受けたところであります。

この度のオリンピック開催は、ウインタースポーツの盛り上がりにも繋がっており、琴引スキー場の入込にも好影響をもたらしたと報告を受けております。

しかしながら、オリンピック終了後は、開催期間中に心配されていましてロシアによるウクライナ侵攻が現実的なものとなり、日に日に事態が深刻化、予断を許さない状況になっております。何卒対話の方法でもって解決されることを願うばかりであります。

また、国内では、依然として新型コロナウイルスの感染拡大が収まらず、「まん延防止等重点措置」が多くの都道府県で延長されたところであり、県内でも東部を中心に感染が続いている状況にあります。

本町でも感染が確認されましたが、拡大には至っておらず、町民の皆様には、日々の感染対策にあらためて感謝申し上げます。

迎える令和4年度は、まちづくりの指針である総合振興計画、総合戦略の5か年期間の中間年にあたります。最終年度の令和6年度に向けて目標達成ができるよう、そして私の公約に掲げる重点的な政策

- ①「子どもたちの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）」
- ②「安心安全なまちづくり」
- ③「産業が元気なまちづくり」
- ④「定住を進めるまちづくり」
- ⑤「歴史文化を感じるまちづくり」

これらを意識しながら、飯南町の新しい時代に向けて、誰もがこの町に住むことを幸せに感じることができるよう、「笑顔あふれるまち飯南町」の実現に向けて全力で取り組みますので、議員各位並びに町民の皆様のご指導ご協力をお願い申し上げます。

続いて、5つの重点的政策に係る取組について申し上げます。

最初に、「子どもたちの声が聞こえるまちづくり（少子化対策）」であります。

私が就任して以来、早期に着手したいと考えておりました「子ども広場（児童遊園）」の整備につきましては、これまでいただいたご意見等から検討を進め、新年度から頓原、志々、赤名、来島の4地区に地域の交流の場となるような「子ども広場」の整備を順次進めてまいります。

その先駆けとして、保護者の方からの要望が大きかった3歳未満の小さなお子さんを対象とした遊具を、「みんなの広場来島交流センター」の敷地内に整備することとしました。

これにより、センター内の交流スペースや和室に配置している玩具と併せて、小さな子どもたちが屋内外を問わず遊べるスペースができ、中央図書館の利用と併せて、親子の触れ合いにも繋がるものと期待しております。

身近な場所の遊び場で、子どもたちの笑顔があふれ、その姿が地域の元気に繋がるよう、「子ども広場」の整備を進めてまいります。

次に、「安心・安全なまちづくり」であります。

消防団は、地域の消防防災体制の中核的な役割を果たす存在ですが、全国的に消防団員の減少に歯止めがかからず、地域防災力が低下するなど、これまで以上に強い危機感があることから、国において対策を検討され、出動報酬の創設や基準となる年額報酬額が示されたところであります。

本町の消防団におきましても、団員の減少が続いており、地域住民の生命・身体・財産の保護に支障をきたすおそれがあることから、国の基準に基づき、団員の処遇の改善等に取り組むこととし、団員の確保に努めてまいります。

また、消防団員OBなどが有事の際に出動し、活動いただく制度として「機能別団員」を新たに創設し、活動維持に繋がりたいと考えており、団員数が減少している分団において、OBの皆様は活動へのご協力をお願いしてまいります。

次に、「産業が元気なまちづくり」であります。

町内事業者におかれましては、これまでもコロナウイルスにより大きな影響を受けられていると認識しておりますが、オミクロン株の感染が急速に拡大したことにより、島根県においても1月27日から県内全域が「まん延防止等重点措置」の適用となり、飲食店においては営業時間の短縮等ご協力をいただいたところであります。

町民の皆様におかれましても、長期にわたる感染予防対策や、諸活動の自粛によって、閉塞感を感じておられることと思います。

こうした厳しい状況下にあっても、町内の事業者を何としても守っていかねばならないと考えており、今までも好評をいただいております「元気回復券事業」の第3弾を実施することにより、町民の皆様と町内事業者の「元気と笑顔」を取り戻したいと考えております。

また、売上げが減少している町内事業者の新たな販路を開拓するため、県外在住の本町出身者の皆様からも多数要望のありました「町内事業者の商品を取り扱うオンラインショップサイト」を立ち上げたいと考えております。本町に来られなくても町の特産品が買える流れを作り、コロナウイルスの影響で売上げが減少している町内事業者を支援してまいります。

地域資源を活用した産業の振興としましては、森林整備の推進において、これまでの伐採や造林などの活動支援に加え、今後は先人が「植えて育てた」町有林を中心に、豊富

な森林資源を「伐って使う」ことにも取り組んでまいりたいと考えております。

具体的には、町有林から効率的に原木を搬出するために活用する森林作業道の整備・修繕事業を創設するとともに、町産材を使う町内の木造住宅の建築に対し、木材調達費を助成し、町産材の利用拡大が図られるよう取り組んでまいります。

次に、「定住を進めるまちづくり」であります。

新年度における新たな定住施策として「新築住宅建築支援事業」を創設し、事業を実施してまいりたいと考えております。

この事業は、UIターン者及び町内在住者のうち、次世代を担う年代の方が町内に自ら住宅を建築して住んでいただけるよう、建築費や造成費の一部を支援するものであります。私としましては、定住対策として、「先人に育てていただいた町有林を今こそ活用したい」との思いから提案するものであり、林業の振興としての「町産材の木材利用への支援」と組み合わせ、住宅を建築したいと考えられている方には是非ともご活用いただきたいと考えております。

併せて、増改築への支援や空き家購入への助成、下水道接続への支援など、関係各課が連携して定住人口の拡大を図ってまいります。

それでは、総合振興計画の分野別の基本方針にもとづき、主要な施策について申し上げます。

はじめに、自治・協働についてであります。

飯南町公式ホームページについては、「知りたい情報が得やすく、知らせたい情報を伝えられる」ホームページをめざし、今年24日に全面リニューアルいたします。

この度のリニューアルでは、若い世代から高齢の方など、誰でも探している情報にたどり着くことができるよう配慮しております。

町外から本町を応援いただいている方からは、「もっと飯南町の情報が欲しい。暮らしの様子が知りたい」という意見をいただいていることから、利用者が本町に興味や関心を持っていただけるよう、親しみやすいデザインに変更するとともに、魅力ある地域の様子や「飯南町らしさ」の情報発信に努めてまいります。

次に、特定地域づくり事業協同組合についてであります。

昨年10月に認定された人材派遣会社「飯南町地域づくり協同組合」は、昨年11月に組合員が1法人加わり、町内事業所の組合員数は16法人となっております。現在、雇用された派遣労働職員は3名であり、組合員の意向と派遣労働職員の希望等を踏まえながら、派遣スケジュールを検討されることとなっております。

新年度は、最終的に派遣労働職員数が6名になるよう採用を計画されており、町としても人材確保への支援を行ってまいります。

次に、明治安田生命保険相互会社との連携協定締結についてであります。

先月3日、本町と明治安田生命保険相互会社による「包括連携協定」を締結いたしました。この協定により、明治安田生命保険相互会社がつなぐノウハウや全国的なネットワークを活かした「町の情報発信」に取り組み、「結婚・子育ての支援」「産業・観光の振興」「健康増進」など、官民一体となった協働での取組を進めてまいります。

次に、財政の健全化についてであります。

本町が誕生し17年目となりますが、合併直後は、実質公債費比率（通常見込まれる収入に対する借金返済額の割合）が早期健全化基準の25%を上回る危機的な状況に陥っており、この解決が、喫緊かつ最優先の課題でありました。当時は、町民の皆様への補助事業の見直しや職員数・人件費の削減などを行い、実質公債費比率が10%を切るまで改善したところであり、そのご理解、ご協力に対しまして、改めて感謝申し上げます。

しかし、近年では、庁舎建設や拠点施設の整備、光ケーブル整備など、大規模事業の執行により投資的経費が増大しており、それに伴う公債費（借金）残高も目標上限値としていた100億円を超え、本年度末には108億円になる見込みであります。

また、今後は扶助費や維持管理費、広域行政に係る負担金等が増加傾向にある中、人口減少等により、本町の歳入の半分を占める地方交付税や、町税などの一般財源の増加は見込めず、財政運営を進める上では、基金を取り崩していかなければ、収支均衡がとれない状況であります。

改善に努めてきた実質公債費比率は、これらの要因により今後上昇していく見込みとなっており、推計では令和10年度に、イエローゾーンと言われる18%を超える見込みであります。

こうした状況にならないためにも、今後の財政運営のポイントとして、

- ①行政の効率化 効率的でスリムな組織体制、公共施設の管理運営費の適正化
- ②事務事業の見直し 公共投資の計画的な執行、町債の発行抑制と繰上償還の実施
- ③財源の確保 税収、ふるさと納税、基金運用、財産処分など財源の確保

以上、攻めと守りのバランスの取れた予算編成を行い、健全な財政運営に向けて、全職員、組織を挙げて取り組んでまいります。

次に、教育・文化・子育てについてであります。

はじめに、教育環境の充実についてであります。

本町は、小さなまちだからこそできる教育魅力化という強みを持っています。

新年度も引き続き、保小中高一貫教育やキャリアパスポートにより、本町で育てたい子どもたちの資質能力を示しながら、町ぐるみで子どもたちの学びを応援してまいります。また、近年増加傾向にある支援を要する児童生徒に向き合いながら、きめ細かな指導を行うために、関係機関と連携した相談体制の整備、赤来中学校への通級指導教室の新規開設、町内小学校のスクールサポーターの増員など、指導体制を充実します。

さらに、本町における教育の新たな強みである、ICT活用授業の推進のために、ICT支援員と委託業者が連携して教職員への研修やタブレット活用授業のサポートを行うなど、推進体制を充実します。

これらの取組により、本町の子どもたちが「飯南町で学んで良かった」と思える教育環境を整えてまいります。

次に、教育環境基本方針の検討についてであります。

これまでも、定住対策や少子化対策を推進しておりますが、本町で生まれる子どもの数は年間20人前後で推移し、小中学校の児童生徒の減少に歯止めがかからない状況が続いております。こうした中で、本町の教育に不安を感じる子育て世代の方もおられるものと認識しております。私としましては、将来の本町の教育のあり方について議論を始める時期が来たと感じており、新年度に「飯南町教育環境基本方針検討委員会」を立ち上げ、教育の現状と課題の分析を行い、今後の少子化や人口減少に対応できる「本町にふさわしい教育環境」の検討に着手いたします。

この検討委員会は、これまでも様々な分野で本町のまちづくりにご指導・ご助言をいただいております「島根大学教育学部、作野広和教授」に有識者として参画いただき、学校関係者や保護者、地域住民の代表など幅広い皆様からご意見をいただきたいと考えております。

なお、この進捗状況や検討内容につきましては、その都度、町民の皆様や議会、総合教育会議などに情報共有しながら進めたいと考えておりますので、よろしくごお願い申し上げます。

次に、民法改正による成年年齢引き下げへの対応についてであります。

本年4月から、民法の改正により成年年齢が20歳から18歳に引き下げられますが、成人式の取り扱いについては自治体の判断に委ねられています。本町では、名称を「二十歳のつどい（はたちのつどい）」に変更し、対象者及び日程は例年通りとして、8月15日に開催いたします。高校を卒業後、多くの若者が本町を離れますが、二十歳の節目に恩師や友人に再会することで「ふるさと飯南町」への想いを強くすることができるものと考えております。

次に、国民スポーツ大会の推進についてであります。

2030年に島根県で開催される「国民スポーツ大会」において、本町は出雲市、雲南市とともにソフトボール競技の会場地に内定したことから、新年度は、ソフトボール協会加盟チームの設立に必要な経費や公認審判員の資格取得を支援する制度を新設いたします。飯南町体育協会など関係の皆様のご協力をいただきながら、町民の皆様がソフトボール競技に接する機会を増やしてまいります。

次に、「子ども家庭総合支援拠点」の設置についてであります。

国において、平成30年12月に策定された児童虐待防止対策の強化プランに基づき、本年4月から、保健福祉センター内に「飯南町子ども家庭総合支援拠点」を設置いたします。この拠点は、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に、専門的な相談や調査・訪問等による継続的な支援を行うため、要保護児童対策調整機関となる福祉事務所を中心に、関係機関と情報共有し、母子保健と子育て支援の連携強化による一体的な支援を行うものであります。現在、保健福祉センターを「全世代型の総合相談窓口」として位置付け、妊娠期から高齢者まで幅広く相談に応じておりますが、児童虐待に関しては、新たに設置する「子ども家庭総合支援拠点」を核として、取組を進めてまいります。

次に、飯南高校の魅力化についてであります。

新年度の入学志願者数は、64名（町内36名、町外28名、うち県外6名）で、定員の8割という状況となっており、これまで継続して進めてきた学校の存続のための様々な魅力化の取組により、町外・県外からの志願者数は定着している状況にあります。

部活動においては、コロナウイルスの影響により、出場できる大会が限定されましたが、スキー部1名が先月岩手県で開催された全国大会に出場しました。また、報道部は、昨年開催された第25回島根県高等学校総合文化祭において、来年度開催の中国地区大会、全国高等学校総合文化祭への出場権を獲得しております。

高校生の皆さんが活躍していることを大変うれしく思い、ご指導いただきました教職員をはじめ、関係の皆様にお礼申し上げます。

次に、介護職員・保育職員等の処遇改善についてであります。

国の経済対策の1つとして、介護士や保育士等の給料引き上げが行われることとなりました。

対象となる介護保険適用施設については、各事業所において対応いただいておりますが、町立保育所に勤務する保育職員（保育士・調理士・保育助手）につきましては、業務委託先である社会福祉協議会の職員を対象として準備を進めております。

本定例会に所要額を計上しておりますので、よろしくお願い申し上げます。

次に産業についてであります。

はじめに、農林業振興計画の推進についてであります。

本町におきましては、豊かな農地と特徴ある生産環境、豊富な森林資源を十分に活かし、農林業が生業となる持続的な主要産業として発展するよう、総合振興計画の実行計画として「飯南町農林業振興計画」を策定しております。

策定した「農林業振興計画」に基づき、数値目標の達成に向けて、取組を進めてまいります。

次に、水田農業の振興についてであります。

令和3年産米は、コロナウイルスの影響により国内で米の過剰在庫が発生し、米価が大

幅に下落する事態となりました。以降、これまで全国的な米余りの解消に繋がる決定的な打開策も聞かれず、当面、生産者にとって厳しい状況が続くものと心配しております。このような状況下ではありますが、町産米については、令和3年産米も大手コンビニエンスストアが一級品として定量を買い取るなど、業界を中心に根強い引合いもあり、本町は依然として「県内でもトップクラスの良質米の産地」として評価されているところであります。

このことから、本町の特産品である「米」については、今後も持続的な生産活動を営めるよう、しっかり生産者を支援していく必要があると考えており、「スマート農業技術の導入などによる省力化」、「町内米生産の根幹を担う育苗センターの機能強化と確実な運営」、「生産の担い手確保のための集落営農の組織化・法人化の推進」、そして「効率的な営農を目指した農地集積の推進」などに取り組んでまいります。また、生産性向上、コスト低減を図るための基盤整備も順次進めることとし、新年度は新規事業として農業競争力強化農地整備事業に琴麓・野萱地区が採択となり、同地区での大規模区画整備が始まります。

更に、町産米をより一層の有利販売に繋げられるよう、都市部に向けた知名度向上に繋がるPR活動を本格的に展開するとともに、町産米取扱店での販売促進活動にも積極的に取り組んでまいります。

次に、園芸の振興についてであります。

園芸振興につきましては、本町で推奨するトマト、パプリカ、メロン、ぶどう、白ネギ、サツマイモ、ショウガ、とうがらしの8品目を中心に、生産規模拡大による産地化、安定的な販路確保による生産所得の向上を目指してまいります。

持続可能な農業を確立するためには、県が重点的に取り組む水田園芸への転換も必要であると考えております。特に県の推進品目である白ネギについては、町内でも定着が図られるよう、引き続き生産環境の整備や効率的な出荷体制を支援してまいります。また、町外在住者を対象に町内での就農の魅力をPRするなど、引き続き新規就農者の確保に努めるとともに、新規就農者の初期費用負担を軽減するリースハウスを整備し、安心して就農できる環境整備に取り組みます。

次に、畜産の振興についてであります。

町産和牛の品質向上、生産者の安定的な所得確保を目的として、昨年度から本年度にかけ「ゲノミック評価」を実施し、町内で飼養する高能力雌牛が明らかになりつつあります。今後は、評価結果を活用した和牛改良を進めるとともに、特色ある優良牛を地域内に留めることで、繁殖雌牛のレベルアップ、他地域産和牛との差別化を図ってまいります。

また、酪農につきましては、新年度は株式会社来島牧場の増頭計画に伴う機械設備の整

備が行われます。町内最大規模である同牧場では、和牛子牛生産や将来の自営を目指す就農希望者の採用なども計画されており、町内畜産振興の中心となる経営体として期待するところであり、町としましてもしっかりと支援してまいりたいと考えております。

次に、全国和牛能力共進会についてであります。

いよいよ、5年に一度の和牛のオリンピックとも言われる「第12回全国和牛能力共進会」が、鹿児島県で開催されます。

現在町内では最終選考に向け、若雌区（第3区）の候補牛1頭、総合評価群（第6区）の候補牛3頭を絞り込み、関係者による巡回指導、最適な飼養管理に努めていただいております。候補牛が県代表を勝ち取るとはもちろんのこと、しまね和牛のレベルの高さを全国に向け発信できるよう、関係者一丸となって取組を進めてまいります。

更に、全共開催の機に合わせ、町内で高品質な和牛が生産されていることを改めて広く町民の皆様にご存知いただくため、新年度においては町内での和牛生産に関するPR活動を一層強化してまいります。

次に、林業の振興についてであります。

昨年度から取り組んでおります町有林整備を活用したJ-クレジット（CO2等の排出削減量・吸収量を「クレジット」として国が認証する制度）につきましては、本年度末から初回登録分クレジットの販売を開始いたします。今後は、クレジット購入企業等への販売促進に取り組むとともに、本町の特徴ある取組でもある森林セラピーもPRすることで、本町森林ブランドイメージの一層の向上にも繋げてまいりたいと考えております。

「飯南バイオマスセンター」につきましては、センターを運営する飯石森林組合と過去の課題を踏まえ、再開に向けた対応の方向性の確認を終えております。新年度は、大きな課題であった「原木の貯留場不足を解消するための貯木ヤード」をセンター隣接地に整備し、円滑な再開となるよう準備してまいります。

次に、ふるさと応援寄附金についてであります。

本年度の寄附額は、先月末時点で1億5千9百万円余となっており、過去最高となった昨年度の2億4千9百万円余を大きく下回る見込みであります。本年度の最終的な寄附額は、令和元年度を若干上回る金額となる見込みではありますが、「関係人口」と言われる飯南町ファンや出身者などに対する情報発信の強化に努めるとともに、多くの方に賛同いただけるような魅力ある施策への活用にも努めてまいります。

次に保健・福祉についてであります。

はじめに、新型コロナウイルスのワクチン接種についてであります。

本町における3回目のワクチン接種については、医療従事者や高齢者施設の入所者と職員に対して1月から実施し、一般の方は、先月11日以降、高齢の方から順次接種を行っており、現在約2,600人が接種を終了されております。また、5歳から11歳の子どもにも

ワクチン接種の対象が拡大されたことから、希望のとりまとめなど、接種に向けた準備を進めているところであります。

次に、健康づくりの推進についてであります。

本年度の特定健診の受診率（国保被保険者）は、速報値で52.6%と報告があり、コロナウイルスの影響により昨年度と比較して若干減少しておりますが、県内では高い水準を維持できております。この要因として、予約時間を設定し待ち時間が短くなったことや、診療データを活用した取組などが効果的であったと考えられますが、一方で男女別・年齢別の受診率に差が生じるなど課題も多いことから、今後の受診勧奨を工夫して実施してまいります。

次に、住民税非課税世帯等臨時特別給付金についてであります。

この給付金は、コロナウイルスによる影響が長期化する中で、「住民税均等割非課税世帯」や「昨年1月以降にコロナウイルスの影響で家計急変のあった世帯」に対し、国が10万円を給付するものです。該当すると思われる世帯に対しては、「確認書」を送付しており、先月25日以降、随時給付を行っておりますが、早期に行き渡るよう引き続き迅速な対応に努めてまいります。

次に、地域医療の維持・充実についてであります。

新年度の医師の体制につきましては、引き続き島根県、島根大学及び非常勤の先生方のご理解、ご協力により、本年度と同様の診療体制を維持できる見込みとなっております。また、総合診療専門医を目指す専攻医につきましても、引き続き1名の受け入れを行う見込みとなっております。常勤医師6名体制による安定した医療の提供ができるものと考えております。

その他、「初期臨床研修の地域医療研修」として6名の研修医の受け入れや「島根大学医学部の学生実習」が予定されており、飯南病院や本町における医療に関心を持っていただき、実際に地域包括医療、ケアを経験できる研修、実習の場として選ばれることをうれしく思っております。

また、新年度においては、これまでにない数の看護師と臨床検査技師を採用する予定であり、若いエネルギーな体制が確保できることも、同様にうれしく思うところであります。今回の採用では、大半が町の助成事業である「医療及び福祉従事者確保対策助成金」を受給された方であることから、制度の成果が表れていると感じているところであります。こうした取組を継続しつつ、角田院長のリーダーシップのもと、地域の医療の維持・充実に全力で取り組んでまいります。

次に、生活環境についてであります。

はじめに、定住の推進についてであります。

宝島社が発行している「田舎暮らしの本」において、住みたい田舎ベストランキングが

掲載され、本町は「人口1万人未満のまち」の部門で、「子育て世代が住みたいまち」全国第1位を獲得いたしました。

コロナウイルスの影響により、今もなお都市部においての定住相談会などの開催は難しい状況にあり、積極的な活動が十分に行えませんが、オンラインによる定住相談や情報の発信を実施するなど、定住人口の増加への取組を継続してまいります。

次に、定住住宅の整備についてであります。

町産材をふんだんに活用した板倉構法と呼ばれる定住住宅の整備については、「ウッドショック」による木材価格の高騰や各種部材の品薄状況の影響などにより事業が遅れておりましたが、9月頃には八神地区に整備できるよう、既に発注を終えて準備を進めております。入居者のセミオーダーにより整備する定住促進賃貸住宅につきましても、現在は八神地区で造成工事を進めており、新年度において入居者の募集を行い、順次整備を行いたいと考えております。

次に、地域防災力の向上についてであります。

本年度は、コロナウイルスのワクチン接種を優先するため、町全体の防災訓練は中止し、公民館や自治区単位などで訓練を実施いたしました。コロナウイルスの感染が継続し、延期や中止となったことから、本年度中に実施できなかった自治区等がありました。このことから、新年度も小さな単位での防災訓練を考えておりますので、ご協力をお願いいたします。

次に、災害復旧事業についてであります。

復旧工事につきましては、本年度の工事発注は、農地災害29件、農業用施設災害33件、公共土木施設災害52件、林地崩壊防止事業6件であり、林道災害については、来月5件を発注する予定としております。

発注した工事における年度末の完成見込みは、農地災害で約50%、農業用施設災害で約30%、河川災害で約25%、道路災害で約50%と見込んでおり、早期復旧に努めてまいります。

また、農地・農業用施設災害の補助事業につきましては、激甚指定により、国の補助率が嵩上げされ、個人負担率が大きく軽減される見込みとなりました。これにより、個人分担金において補助災害と単独災害では、負担感に不均衡が生じることから、全国から被災地支援として寄せられた寄附金などを活用し、この度の災害復旧に限り、事業に係る受益者分担金を2分の1減免することといたしました。こうした措置により、農業経営の維持安定を図るとともに、農業者の生産意欲が衰退しないよう努めてまいります。併せて、林地崩壊防止事業においても、事業に係る個人分担金を3分の1減免し、被災者支援を図ってまいります。

新年度では、農地災害2件、農業用施設災害10件、公共土木施設災害47件、林道災害11

件を予算計上し、最優先で災害復旧に努めてまいります。

次に、道路網の整備についてであります。

本年度において、町道松本頓原線、角井境線、松本酒谷線の改良工事が完了いたしました。新たな路線の改良工事につきましては、本年度に調査設計業務を行っていますが、7月豪雨災害の早期復旧を目指すため、新年度は現場での工事は最小限とし、測量設計や用地買収等を主体に行うこととしました。ただし、町道八神千原線については、継続事業として工事を行うこととしております。

町道頓原長谷線の道路改良につきましては、災害復旧の関係で工事を1年間休止いたしますが、本年度実施した頓原小中学校登校路の路面検証の結果を精査した上で、工事再開以降は、概ね2か年で一連の改良を終えたいと考えております。

県の農道整備事業につきましては、災害復旧を優先せざるを得ないことから、現在進められている安江向線と真木張戸線、新規路線の栗屋谷他2路線につきましては、予算規模の縮小や用地買収等の工事以外の部分で、事業進捗が図られる予定であります。

次に、除雪車等の整備についてであります。

除雪車につきましては、計画的に更新を図ることとしており、新年度では11トン級を1台更新するとともに、赤来地域における狭小箇所での安全な除雪作業を行うため、新規に5トン級を1台購入し、冬期間の迅速な除雪に対応してまいります。

また、頓原地域におきましては、これまで除雪車を保管する車庫が不足していたことから、頓原農村環境改善センター横に車庫を整備し、除雪車の長寿命化に努めてまいります。

次に、簡易水道・下水道の整備についてであります。

簡易水道事業につきましては、老朽施設の更新等、様々な課題があることから、新年度において「飯南町簡易水道事業計画」の更新を行うこととしており、安定した事業経営と、安心安全な飲用水の供給を行ってまいります。

下水道事業につきましては、住宅店舗リフォーム等、助成事業の下水道接続に対する助成要件を見直し、新年度から新築家屋における接続にかかる費用も対象とし、接続率向上につなげたいと考えております。

合併処理浄化槽設置事業につきましても、継続して10基分の整備を予算計上しており、引き続き下水道接続率の向上を図るとともに、既存の施設の適切な維持管理に努めてまいります。

次に、公営住宅の整備についてであります。

県営住宅赤名団地につきましては、島根県議会における財産移管についての議決を経たのち、新年度から、町営住宅として管理運営を行ってまいりたいと考えております。また、年次計画で実施している古城団地におけるバリアフリー等の修繕を実施し、引き続

き町営住宅における居住環境の改善に努めてまいります。

次に、可燃ごみの処理手数料の改正についてであります。

本町の誕生以来、本町と雲南市では、可燃ごみの処理手数料について、それぞれ異なるごみ袋のサイズと料金体系を据え置いて運用しておりましたが、昨年11月の雲南エネルギーセンターでの統合処理開始を機に、ごみ処理手数料の改正につきましても、検討を進めております。検討中の案では、周知に係る期間を考慮して令和5年4月からの運用をめざしており、新たに20リットル袋を設けるほか、料金は雲南市と統一となります。本町におきましては、全ての料金が下がる見込みであり、町民の皆様の利便性の向上と負担軽減が図られるものと考えております。

次に、令和3年度一般会計補正予算についてであります。

この度の補正につきましては、7億3千万円余の大幅な減額補正としております。減額の主なものは、7月豪雨に係る災害復旧費の減額であり、被害額を根拠として復旧費を災害査定後の実施設計額に修正したことから、7億4千万円余の減、その他、コロナウイルスのため縮小・中止を余儀なくされた23事業2千百万円余の減額などであります。一方、増額につきましては、コロナウイルスの感染拡大で疲弊した町内事業者及び町民への支援として、ひとり1万円のクーポン券を交付する飯南町元気回復券事業第3弾に5千百万円など、5千5百万円余を計上しております。

次に、令和4年度当初予算の概要についてであります。

一般会計予算総額は、対前年12.9%の大幅な増額となる、83億3千万円余を計上しております。

これは、光ケーブル整備や、拠点施設整備を行った平成31年度に次ぐ大きな予算規模となったところであります。その中でも、引き続き被災箇所の復旧を進める災害復旧事業に8億6千万円余、大型事業としては増頭計画を進める乳用牛生産振興事業に4億5千万円余、八神里山住宅など住宅整備に1億2千万円余など、これらの事業で、14億円余の増額となっております。

また、病院事業会計につきましては12億4千万円余、簡易水道事業会計につきましては3億6千万円余、下水道事業会計につきましては4億9千万円余をそれぞれ計上しております。

以上、町政を運営するにあたっての私の基本的な考え方と主要施策の概要について申し上げましたが、私を先頭に職員一丸となって総合振興計画に掲げる将来像「笑顔あふれるまち飯南町」の実現を目指してまいります。なお、今回提案いたします議案は、報告案件1件、議決を要する案件26件、令和3年度一般会計補正予算(第11号)など、予算案件11件であります。

提出案件の詳細につきましては、後ほど担当課長に説明させることといたします。

何とぞ慎重にご審議の上、適切なご議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） ここで、休憩をいたします。本会議の再開は、議場の時計で10時30分といたします。

午前10時11分休憩

午前10時30分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

日程第7 提案理由の詳細説明

○議長（早樋 徹雄） 日程第7、提案理由の詳細説明を行います。

はじめに報告第3号、議会の委任による専決処分の報告についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。報告第3号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、下記のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

記。（処分事項）和解及び損害賠償の額を定めることについて。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページをお願いします。専決第3号、専決処分書です。

和解及び損害賠償の額を定めることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、下記のとおり専決処分する。

令和4年2月16日、飯南町長。

記。

1 相手方。島根県邑智郡美郷町在住個人。

2 損害賠償の額。金660,000円也。

3 事故の概要。令和3年11月18日午後6時頃、町営バス谷・赤名・頓原線の車両が美郷町都賀本郷地内の幅員が狭い町道を走行中、対向車を避けるために後退した際、運転手の確認不足により車両左側後方が民家の屋根に接触し家屋を破損させたものです。なお、事故当時乗車中の乗客には怪我はありませんでした。

次のページに、示談書の写しをつけておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第4号、飯南町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例の制定について、議案第5号、飯南町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第6号、飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） 番外。議案第4号について説明します。

飯南町固定資産評価審査委員会条例等の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

ページをおめくりください。

改め文ですけれども、説明はめくっていただきまして、説明資料にて行います。

はじめに提案理由ですけれども、これまで全協等でお示ししましたように、行政手続等における押印について、事務の効率化を図るため、政府の方針及び島根県の取扱いに倣い、関係する条例を改正するものです。

その改正条例の概要ですけれども、4つの条例を改正します。

一つ目、飯南町固定資産評価審査委員会条例です。押印規定を廃止しまして、記名規定へ改正するもの。二つ目、飯南町職員のサービスの宣誓に関する条例。宣誓書の様式の「㊤」表記を削除するもの。三つ目、飯南町火入れに関する条例。同じように申請書の様式「㊤」表記を削除するもの。四つ目、飯南町普通河川、道路等管理条例。同様に申請書及び許可証の様式「㊤」表記を削除するものです。

施行期日は、令和4年4月1日です。なお、この押印廃止につきましては、住民周知はもとより役場組織内でも改正について今一度方針を伝え、混乱がないように努めてまいります。

続いて、議案第5号のほうです。

飯南町職員の育児休業等に関する条例（平成17年飯南町条例第31号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

ページをおめくりください。こちらのほうも改め文ですが、説明はめくっていただき、この資料にて行います。

はじめに提案理由ですけれども、島根県職員の育児休業等に関する制度の改正に準じて所要の改正を行うもので、その改正の概要は、この4月から妊娠、出産、育児休業等に

関するハラスメント対策が事業主のほうへ義務化されることに伴いまして、一つ目、育児休業の取得要件の緩和をします。その緩和内容は、ア、非常勤職員に係る育児休業及び部分休業の取得要件のうち、引き続き在職した期間が1年以上とする要件を撤廃します。二つ目、育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置を規定します。その内容は、ア、職員から妊娠又は出産等についての申出があった場合において任命権者が講じなければならない措置です。例えば、これまでも実施しておりますけども、育児休暇の制度や給与補填等について面談し、知らしめることなどです。イ、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、任命権者が講じなければならない勤務環境の整備に関する措置です。例えば、育児休暇の研修とか相談体制の整備を追加するというものです。

施行期日は、令和4年4月1日です。こちらの議案についての説明は以上です。

続きまして議案第6号です。

飯南町会計年度任用職員の報酬、費用弁償及び期末手当支給条例（令和元年飯南町条例第22号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

ページをおめくりください。こちらのほうも改め文ですけども、説明は次めくっていただきまして、説明資料のほうにて行います。

はじめに提案理由ですけども、我々職員などについては既に改正を行っていますが、この度島根県会計年度任用職員の例に倣いまして、期末手当の支給割合及び軽作業に従事する者の報酬上限額を改正するものです。

改正条例の概要としましては、※印のところ、期末手当の年間支給割合を2.35か月分から2.3月分、いわゆる0.05月減ずるものです。

また、(2)の軽作業に従事する者の報酬上限を、日額、時間額それぞれご覧のように増額改正するものですけども、本町にはこの作業に従事する者は存在をしません。

施行期日は、令和4年4月1日です。

以上3議案、説明については以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第7号、飯南町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。議案第7号を説明します。

飯南町国民健康保険条例（平成17年飯南町条例第98号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。改正条例を掲載しておりますが、3ページの説明資料で説明をいたします。

1. 提案理由です。全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律（令和3年法律第66号）の施行に伴い、未就学児の均等割保険料の軽減措置が講じられることにより所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。未就学児の被保険者均等割額の減額。未就学児がいる世帯の世帯主に賦課する被保険者均等割を減額するものとし、減額する額は、当該年度分の保険料に係る被保険者均等割（低所得者世帯に係る保険料の減額賦課の基準に従い、当該被保険者均等割額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割）に10分の5を乗じて得た額とするものです。

3. 施行期日。令和4年4月1日です。

4ページ以降は、新旧対照表を載せておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第8号、琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。それでは、議案第8号について説明します。

琴引スキー場及び琴引スキー場周辺施設の設置及び管理に関する条例（平成17年飯南町条例132号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1ページ目の改正文は省略して、2ページの説明資料で説明いたします。

1. 提案理由です。琴引スキー場周辺施設の遊技場施設利用料について、近隣市町の類似する施設利用料を踏まえて改正を行うものです。

2. 改正条例の概要。別表中「遊技場施設」の区分を「コート利用料」（1人）から「コート利用料（1面・1時間当たり）」とし、利用料を「220円」から「300円」に改める。

3. 施行期日。令和4年4月1日。

3ページ目以降に、新旧対照表を付けておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第9号、飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

の制定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第9号について説明します。

飯南町町営住宅の設置及び管理に関する条例（平成17年飯南町条例第141号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1 ページのほうへ改正文を付けておりましたが、説明は省略し、2 ページの説明資料で説明します。

1. 提案理由です。平成21年4月6日付け締結の県営赤名団地の将来的な事業主体変更についての覚書に基づき、令和4年4月1日に県営赤名団地を島根県から取得することに伴い、条例を改正するものです。

2. 改正条例の概要は、次のとおり、別表に赤名団地、3棟、16戸を追加するものです。

施行期日は、令和4年4月1日です。

経過措置として、以下の3点を追加いたします。1、令和4年3月31日現在において、現島根県営赤名団地に入居している者のうち、令和4年4月1日以後も継続して飯南町町営住宅となる赤名団地に入居することを希望する者は、改正後の条例第8条第2項に規定する入居決定者とみなすことを規定するもの。2、現入居者が島根県営赤名団地への入居時に島根県へ支払った敷金については、改正後の条例第19条の規定により支払われた敷金とみなすことを規定するもの。3、この条例の施行前に、島根県営住宅条例の規定によりなされた赤名団地についての処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなすことを規定する。以上3点、経過措置として追加するものです。

3 ページ以降、新旧対照表を付けていますのでご確認をください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第10号、飯南町消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第11号、飯南町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第12号、飯南町消防防災センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3議案を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 長島防災危機管理室長。

○防災危機管理室長（長島 淳二） 番外。議案第10号について説明します。

飯南町消防団員の定数、任免、服務等に関する条例（平成17年飯南町条例第156号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1 ページと2 ページに改正文を付けていますが、朗読を省略して3 ページの説明資料をご覧ください。

1. 提案理由です。消防庁長官通知（令和3年4月13日付け消防地第171号）「消防団員の報酬等の基準の策定等について」により消防団員の報酬等の基準が定められたこと、及び、火災や災害発生時の団員確保を目的に機能別団員を設けるため改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。年報酬の改正です。従来の団員を基本団員とし、報酬を表に記載しておりますとおり、種別に応じて改正前から改正後に引き上げます。そして、機能別団員を創設し年報酬を5,000円とするものです。（2） 出動報酬の新設です。火災やその他の災害に出動した際に支給する出動報酬を、4時間につき4,000円とするものです。（3） 機能別団員の新設です。機能別団員の資格は、①当該消防団の区域内に居住し、又は勤務する者。②年齢70歳以下の者。③消防団員の経験を有する者又は、団員としての必要な知識を有する者。とするものです。

3. 施行期日です。施行期日は令和4年4月1日としています。

4 ページから新旧対照表を付けていますのでご覧ください。議案第10号についての説明は以上です。

次に、議案第11号について説明します。

飯南町消防団員等公務災害補償条例（平成17年飯南町条例第158号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1 ページに改正文を付けていますが、朗読を省略して2 ページの説明資料をご覧ください。

1. 提案理由です。消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律（昭和31年法律第107号）の改正に伴い、所要の改正を行うものです。

2. 改正条例の概要です。（1） 第3条第2項のただし書を削ります。

3. 施行期日です。施行期日は、責任共済法の一部改正の施行期日が令和4年4月1日であるため、同日の令和4年4月1日としています。

3 ページ、新旧対照表を付けていますのでご覧ください。議案第11号についての説明は以上です。

次に、議案第12号について説明します。

飯南町消防防災センターの設置及び管理に関する条例（平成17年飯南町条例第160号）

の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1 ページに改正文を付けていますが、朗読を省略して2 ページの説明資料をご覧ください。

1. 提案理由です。来島消防防災センターの完成に伴い、条例を改正するものです。

2. 改正条例の概要です。第3条の表に来島消防防災センターを追加するものです。名称は、来島消防防災センター。位置は、飯南町野萱311番地6です。

3. 施行期日です。施行期日は、規則で定めることとしています。

3 ページ、新旧対照表を付けていますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第13号、飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、及び、議案第14号、飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。それでは、議案第13号について説明します。

飯南町定住促進空き家活用住宅の設置及び管理に関する条例（平成21年飯南町条例第16号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページ、改め文を付けておりますが、読み上げは省略します。2 ページの説明資料をご覧ください。

まず一つ目、提案理由です。定住促進空き家活用住宅のうち、賃貸借の契約期限が終了するものに伴いまして条例の改正を行うものです。

2つ目、改正条例の概要です。別表第1より赤名第一から第三住宅、頓原第一から第四住宅、花栗第一住宅、上赤名第一住宅、以上の9件を期限の終了に伴い削除するものです。この改正によりまして、改正後は対象の物件が2件となる予定になっております。

3番目、施行期日は、令和4年4月1日となっております。

なお、こちらの期限終了に伴う、事前に所有者、または入居者等にこちらの案内もしております。こちらの物件につきましては、すべて空き家バンクに登録されている物件でありますので期限の終了後は空き家バンクとして所有者と入居者との契約に基づきまして引き続き入居いただくということになっておりまして、お互いに影響はないと考えております。

3 ページに新旧対照表を付けておりますのでご覧ください。説明は以上です。

続きまして、議案第14号について説明いたします。

飯南町定住促進賃貸住宅の設置及び管理に関する条例（平成22年飯南町条例第35号）の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1 ページと2 ページに改め文を付けておりますが、読み上げは省略いたします。3 ページの説明資料をご覧ください。

一つ目、提案理由です。町営住宅と定住住宅の区分を明確にするため、条例を改正するものです。

2 つ目、改正条例の概要です。定住促進賃貸住宅の種類を別表第1及び別表第2に分別し、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例に規定する住宅のうち、「野萱団地、志津見団地、頓原社日住宅」を別表第1に追加いたします。

2 つ目、別表第1及び別表第2に掲げる住宅の入居資格を明記いたします。こちらにつきましては、従前のセミオーダー式になります定住促進賃貸住宅と、先ほど追加いたします3つの住宅との入居資格の区分を分けるという意味で明記しております。

3 番目、附則第3条関係と書いてありますが、改正附則の中で先ほどの野萱団地、志津見団地、頓原社日住宅をこちらの条例に追加することに伴いまして、飯南町特定公共賃貸住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正をこちらの改正附則の中で行っております。

なお、定促賃住宅、及び特交賃住宅の今回の改正に伴いましては、経過措置を設けておりまして、現在入居いただいている方に不利益がないよう配慮しております。

3 番目、施行期日は公布の日としております。

4 ページ以降、新旧対照表を付けておりますのでご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第15号、公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者の指定について及び議案第16号、公の施設（飯南町ふるさと回想館）の指定管理者の指定についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸） 番外。それでは、議案第15号について説明します。

公の施設（飯南町谷笑楽校）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町谷笑楽校。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町井戸谷478番地1。谷自治振興会、会長、永田一博。
3. 指定する期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

なお、本施設につきましては、その性格など考慮しまして地域の活力を活用した管理を行うため、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続き等に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として選定するものです。

なお、このあとに説明いたします議案第16号につきましても、同様の規定に基づき選定しております。議案第15号につきましては説明は以上です。

続きまして、議案第16号について説明します。

公の施設（飯南町ふるさと回想館）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町ふるさと回想館。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町小田276番地1。小田真木自治振興協議会、会長、安部和昭。
3. 指定する期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日までです。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第17号、公の施設（頓原ラムネ銀泉）の指定管理者の指定についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます

○基幹支所長（和田 真一） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 和田基幹支所長。

○基幹支所長（和田 真一） 番外。議案第17号について説明します。

公の施設（頓原ラムネ銀泉）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1 ページおめくりください。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。頓原ラムネ銀泉。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町頓原1161番地2。

宇山振興組合、組合長、高尾均。

3. 指定する期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日まで。

本議案につきましても、議案第15号及び第16号と同じ理由で公募によらない指定管理者として選定するものです。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第18号、公の施設（下来島多目的集会施設）の指定管理者の指定について、議案第19号、公の施設（飯南町健康増進施設）の指定管理者の指定について、及び議案第20号、公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者の指定についての3議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。議案第18号について説明します。

公の施設（下来島多目的集会施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。
令和4年3月7日提出、飯南町長。

1 ページをお願いします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。下来島多目的集会施設。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町下来島707番地2。

来島郷の会、会長、加藤誠爾。

3. 指定する期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、3年間です。

なお、この議案につきましても前3議案と同様に地域の活力を活用した管理を行うため公募によらない指定管理者として、施設設置当時より管理している地元団体を選定するものです。

また、今後の議案第19号、議案第20号についても同様の理由により公募によらない指

定管理者として選定をしております。

では、続いて議案第19号について説明します。

公の施設（飯南町健康増進施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。
令和4年3月7日提出、飯南町長。

1 ページをお願いします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町健康増進施設。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町下来島707番地2。来島郷の会、会長、加藤誠爾。
3. 指定する期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日まで、3年間です。

続いて議案第20号について説明します。

公の施設（飯南町地域食材提供施設）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1 ページをお願いします。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町地域食材提供施設。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町下来島707番地2。来島郷の会、会長、加藤誠爾。

3. 指定する期間。令和4年4月1日から令和7年3月31日までの3年間です。

説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第21号、公の施設（飯南町リース牛舎）の指定管理者の指定について、議案第22号、公の施設（飯南町哺育牛舎）の指定管理者の指定について、及び、議案第23号、公の施設（飯南町総合交流ターミナル）の指定管理者の指定についての3議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。それでは議案第21号について説明します。

公の施設（飯南町リース牛舎）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページです。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町リース牛舎。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県松江市殿町19番地1。

島根県農業協同組合、代表理事組合長、石川寿樹。

3. 指定する期間。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

本施設につきましては、島根県農業協同組合に指定管理することで肉用牛生産の振興と発展に資するものと判断し、飯南町公の施設に係る指定管理者の指定手続きに関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者として指定するものです。議案第21号の説明は以上です。

続いて、議案第22号について説明します。

公の施設（飯南町哺育牛舎）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページです。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町哺育牛舎。
2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県松江市殿町19番地1。

島根県農業協同組合、代表理事組合長、石川寿樹。

3. 指定する期間。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

本施設につきましては、先ほどのリース牛舎とあわせて島根県農業協同組合に指定管理することで肉用牛生産の振興に資するものと判断し、公募によらない指定管理者として選定するものです。議案第22号の説明は以上です。

続いて、議案第23号について説明します。

公の施設（飯南町総合交流ターミナル）の指定管理者を別紙のとおり指定したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決を求め

る。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページです。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、次のとおり公の施設の指定管理者を指定するものとする。

記。

1. 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称。飯南町総合交流ターミナル。

2. 指定管理者となる団体の住所及び代表者。島根県飯石郡飯南町下赤名880番地3。一般社団法人飯南町観光協会、会長、塚原隆昭。

3. 指定する期間。令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間です。

本施設につきましては、飯南町の観光情報案内窓口として重要な拠点でありまして、飯南町観光協会に指定管理することで施設目的であります交流事業の推進による活力あるまちづくりに資するものと判断し、公募によらない指定管理者として選定するものです。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。ここで10分間休憩をいたします。

午前11時13分休憩

.....
午前11時21分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

次に、議案第24号、住宅使用料に関する権利（債権）の放棄について、及び、議案第25号、水道料金に関する権利（債権）の放棄についての2議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第24号について説明します。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。

1. 権利を放棄する債権の名称。住宅使用料。

2. 放棄する債権の内容。調定年度、平成27年度。債務者数1。件数7。金額10万4,300円。

3. 権利放棄の理由。時効が到来した債権のうち、債務者が生活保護又はそれに準ずる者で回収が困難な債権であることです。

次のページに別紙として、放棄事由別の内訳を付けておりますのでご確認をお願いいたします。

続いて3ページをご覧ください。今回権利の放棄に関する議案を、議案第24号から26号の3議案を提出をさせていただいております。それぞれの債権放棄の世帯別の一覧をこちらに付けております。

放棄理由の内訳ですが、本人死亡、所在不明が3世帯、生活保護又はそれに準ずる者が3世帯の、合わせて6世帯です。合計件数は41件、合計の金額は19万7,980円という内容となっております。議案第24号についての説明は以上です。

続いて、議案第25号について説明します。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページをご覧ください。

1. 権利を放棄する債権の名称。水道料金。

2. 放棄する債権の内容。調定年度、平成29年度。債務者数1。件数1。金額17,230円。調定年度、平成30年度。債務者数3。件数12。金額49,300円。

3. 権利放棄の理由。時効が到来した債権のうち、債務者が死亡又は所在不明であること、生活保護又はそれに準ずる者で回収が困難な債権であることです。

次のページに別紙として、債権放棄理由別の内訳を付けておりますのでご確認をお願いいたします。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第26号、診療収入に関する権利（債権）の放棄についてを議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第26号について説明します。

次のとおり権利を放棄することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1ページをご覧ください。

1. 権利を放棄する債権の名称。診療収入。

2. 放棄する債権の内容。調定年度平成28年度から平成29年度。債務者数1、件数21。
金額27,150円。

3. 権利放棄の理由。時効が到来した債権のうち、債務者が生活保護で回収が困難な債権であること。

2ページをご覧ください。別紙として放棄理由、調定年度別の件数、金額を付けています。以上で説明を終わります。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第27号、雲南市・飯南町事務組合と出雲市との可燃性一般廃棄物処理事務委託の廃止について、議案第28号、雲南市・飯南町事務組合規約の一部を変更する規約について、及び議案第29号、雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による可燃ごみの処理施設に係る調査及び研究に関する事務の事務委託に関する規約の変更についての3議案を一括議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○住民課長（永井 あけみ） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 永井住民課長。

○住民課長（永井 あけみ） 番外。議案第27号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和4年3月31日をもって雲南市・飯南町事務組合から出雲市に対する可燃性廃棄物処理事務委託を廃止することに伴い協議したいので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

1ページに改正条文を付けておりますが読み上げは省略し、2ページの説明資料で説明します。

1. 提案理由です。出雲エネルギーセンターでの可燃ごみ処理が、令和3年11月11日をもって終了したことに伴い、出雲市へのごみ処理に係る事務委託を廃止するものです。

2. 変更内容。規約の廃止です。

3. 施行期日。令和4年4月1日としております。議案第27号については以上です。続いて議案第28号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、雲南市・飯南町事務組合規約（平成16年雲南市・飯南町事務組合規約第1号）の一部を別紙のとおり変更することについて、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページに改正文を付けておりますが読み上げは省略し、2ページの説明資料にて説明します。

1. 提案理由です。出雲エネルギーセンターでの可燃ごみ処理委託の終了と次期ごみ処理施設について可燃・不燃・資源リサイクル等一体的なごみ処理施設検討のために必要な規定の改正を行うものです。

2. 変更内容です。(1) 出雲市への可燃ごみ処理委託の終了に伴う規定の削除です。(2) 可燃ごみ処理施設の検討に加え、不燃ごみ、資源リサイクル、最終処分場も含めた一体的なごみ処理施設の検討を行うために必要な規定の改正を行います。(2)については字句の改正になります。

3. 施行期日。令和4年4月1日です。

次のページに新旧対照表を付けておりますのでご確認ください。議案第28条については以上です。

続いて、議案第29号について説明します。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第2項の規定により、令和4年4月1日から、奥出雲町が雲南市・飯南町事務組合に委託する雲南市・飯南町事務組合と奥出雲町による可燃ごみの処理施設に係る調査及び研究に関する事務を変更することに伴い協議したいので、同法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次のページに改正文を付けておりますが読み上げは省略し、2ページの説明資料で説明します。

1. 提案理由です。先ほどありましたように可燃、不燃、資源リサイクル最終処分場も含めた一体的なごみ処理施設の整備について、1市2町で検討を行うために規約の一部を変更するものです。

2. 変更内容です。可燃ごみ処理施設の検討に加え、不燃ごみ、資源リサイクル最終処分場も含めた一体的なごみ処理施設の検討を行うために必要な規定の改正で、字句の改正を行います。

3. 施行期日。令和4年4月1日です。次のページに新旧対照表を付けておりますのでご確認ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第30号、令和3年度飯南町一般会計補正予算（第11号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第30号について説明します。

令和3年度飯南町の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正) 第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ7億3,560万5千円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ97億1,615万3千円と定める。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正) 第2条、繰越明許費の追加及び変更は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(債務負担行為の補正) 第3条、債務負担行為の変更は、「第3表 債務負担行為補正」による。

(地方債の補正) 第4条、地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

2ページ。第1表、歳入歳出予算補正。はじめに歳入です。款の合計金額を読み上げます。

款、地方交付税。既決額に1億288万5千円を追加し、40億3,567万円。

款、分担金及び負担金。既決額から5,931万2千円を減額し、5,570万6千円。

款、国庫支出金。既決額から6,961万5千円を減額し、15億9,776万7千円。

款、県支出金。既決額から2億4,807万5千円を減額し、8億8,745万4千円。

款、財産収入。既決額から37万2千円を減額し、2,246万2千円。

款、寄付金。既決額に130万4千円を追加し、1億6,137万4千円。

款、繰入金。既決額から8,020万円を減額し、1億9,130万円。

款、諸収入。既決額に178万円を追加し、2億1,463万6千円。

款、町債。既決額から3億8,400万円を減額し、16億9,280万円。

歳入合計。既決額から7億3,560万5千円を減額し、97億1,615万3千円。

ページをおめくりください。3ページ、歳出です。

款、総務費。既決額から664万1千円を減額し、12億8,229万1千円。

款、民生費。既決額から348万5千円を減額し、14億2,277万2千円。

款、衛生費。既決額に2,806万3千円を追加し、9億9,908万2千円。

款、農林水産業費。既決額から4,662万4千円を減額し、12億2,908万1千円。

款、商工費。既決額に6,418万2千円を追加し、4億8,620万2千円。

款、土木費。既決額から651万9千円を減額し、9億9,189万5千円。

款、消防費。既決額から934万3千円を減額し、2億7,760万4千円。

款、教育費。既決額から973万8千円を減額し、4億1,453万1千円。

款、災害復旧費。既決額から7億4,550万円を減額し、13億2,085万8千円。

歳出合計、既決額から7億3,560万5千円を減額し、97億1,615万3千円。

ページをおめくりください。5 ページ、第 2 表、繰越明許費補正の、まず追加です。

款、総務費。定住促進住宅整備事業1,619万円は、八神定住促進住宅の土地購入に時間を要し、造成工事の施工期間が確保できなくなったため繰越すものであります。

続く、戸籍住民基本台帳臨時管理費243万6千円は、個人番号システムの改修について、国からの仕様書の提示が遅れ、システム改修が年度内にできなくなったため繰越すものです。

款、民生費。子ども・子育て支援対策事業442万5千円は、頓原団地の複合遊具ですが、入居者、それから児童保護者への意見聴取に時間を要したこと。加えまして資材が不足して予定した納期に間に合わなくなったため繰越すものです。

款、農林水産業費。項、農業費。農業委員会臨時管理費40万円。こちらは、国補正予算で農業委員向けのタブレットを整備しますけども、機材が翌年度に配付されるため繰越すものです

続く、乳用牛生産振興事業4億1,235万円は、来島牧場の用地造成地に森林整備事業の施業地があることが判明し、計画地の変更に不測の日数を要したため繰越すもの。

続く、農業基盤整備促進事業550万円は、昨年7月の災害復旧工事を優先するため基盤整備工事を一時中断したことにより年度内完了が困難となったものです。

項、林業費。合板・製材・集成材国際競争力強化・輸出促進対策事業2,378万6千円は、先ほどと同じく災害復旧工事を優先するため、林業専用道開設を保留し、後の年度に予定しておりました森林整備を先行実施することとし、その調整に不測の日数を要したため繰越すものです。

続く、林地崩壊防止事業（県単事業）3,500万円は、同じく昨年7月の災害復旧について、復旧工法の選定に時間を要し、年度内完了が困難なため繰越すものです。

款、商工費。商業活性化重点支援事業5,100万円ですが、元気回復券第3弾の実施期間を8月末までとするためのもの。

続く、琴引スキー場外臨時管理費312万4千円は、昨年被災したスキー場の林間コースの法面被害の工法検討に不測の時間を要したため繰越すものです。

款、土木費。町道新市赤名線整備事業交付金3,520万円。続いて町道八神千原線整備事業交付金3,500万円。町道栗屋谷西線整備事業交付金700万円。町道三日市中央線整備事業交付金800万円。こちらは、昨年7月の災害復旧を優先するため事業の年度内完了が困難となり繰越すものです。

款、災害復旧費。農林水産業施設災害復旧小災害2,400万円。一つ飛ばしまして公共土木施設災害復旧小災害600万円。こちらは、いずれも災害復旧工事の年度内完了が困難なため繰越すものです。

なお、一つ戻って、公共土木施設災害復旧の応急600万円については、残土処理量が大量

化し、残土処理場を整備する必要があり場所選定も含め時間を要するため繰越すものがあります。

ページをめぐっていただきまして、6ページ、変更分です。

款、災害復旧費。現年補助農地災害復旧事業。補正前限度額から2,010万円を減額し、5,990万円。現年補助農業用施設災害復旧事業。補正前限度額から2億2,560万円を減額し、7,440万円。現年補助林道災害復旧事業。補正前限度額に1,500万円を追加し、4,500万円。現年補助公共土木施設災害復旧。補正前限度額から3億7,400万円を減額し、3億4,600万円。

いずれも、災害復旧工事について今年度の執行見込額によりまして、既に議決いただいた繰越限度額の変更を行うものです。

以上、説明しましたように、多くの事業を繰越すこととしております。今後これらの事業も可能な限り、早期の事業の完了に努めてまいります。

また、6月定例会において、繰越計算書の報告にあわせ、進捗状況を報告いたします。

続いて、7ページ、第3表 債務負担行為補正の変更です。

事項、農業経営基盤強化資金利子補給金（平成19年度以前分）については、限度額を3万5千円追加し、628万7千円。こちらは、中間据置期間の設定によりまして利子補給期間中の支払い利息が増額したため追加するもの。

次に、飯南町小規模事業者経営改善資金等利子補給金（新型コロナウイルス感染症関連資金）につきましては、期間を令和13年度まで1年延長しまして、限度額を96万1千円追加し、910万円とするものでございます。これは、新型コロナ関連の資金の借入れを行った事業者に対して、利子の一部補助をするものです。

続きまして、8ページ、第4表 地方債補正の変更です。

起債の目的、過疎地域自立促進特別事業債。こちらは240万円減額し、1億2,150万円。いわゆる過疎ソフトと呼ばれるものですが、志津見のフラワーイベント支援事業の中止などに伴う減額です。

次に、農業施設整備事業債。50万円減額し、9,040万円。これは、農業基盤整備促進事業の事業費確定による減額です。

次に、緊急自然災害防止対策事業債。100万円増額し、2,970万円。こちらは、林地崩壊防止事業の個人分担金の減免、そして寄附金活用による財源変更に伴うものです。

次に、道路事業債。500万円減額し、1億8,020万円。こちらは、道路整備事業の事業費確定による減額です。

次に、消防施設整備事業債。30万円減額し、7,790万円。これは、雲南消防の負担金確定による減額です。

続いて、義務教育施設整備事業債。140万円減額し、1,080万円。こちらは、スクール

バスの購入金額の確定による減額です。

続いて、農林水産施設災害復旧債。3億2,480万円減額し、1億7,860万円。

最後に、公共土木施設災害復旧債。5,060万円減額し、3億9,970万円。これらは、昨年7月の豪雨による災害復旧の令和3年度事業の実施見込みによる減額です。

起債の方法、利率、償還の方法は、補正前に同じです。総括についての説明は以上です。よろしく申し上げます。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入から説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

9ページ、事項別明細書です。めくっていただきまして、10ページ、総括です。

歳入の方は説明を省略しまして、歳出。歳出の合計額の財源内訳です。

国県支出金、3億7,035万3千円の減。地方債、3億8,470万円の減。その他特定財源、7,410万4千円の減。一般財源、9,355万2千円の増です。

めくっていただき、歳入の明細です。主だったものについて説明いたします。

款、項、目、共に地方交付税。普通交付税ですけども、コロナ対策など知財対策が行われ、昨年より2億増の36億と予定しております。

概要説明書の方の数値は、普交の額で、予算書の方は特交も含んだ総額40億となっております。

次、款、分担金及び負担金、項、分担金、それぞれ農地債や施設債、林崩の方の分担金ですけども、減免、それから激甚補助のアップなども含めまして、確定による減です。

下のページの方ご覧ください。12ページ。

款、国庫支出金、項、国庫負担金、目、災害復旧費国庫負担金は、本年度分災害事業費の見込みにより減です。

次の段、項、国庫補助金。12事業項目ありますけども、それぞれの充当事業の確定による増と減です。けども、2点、上から3行目の新型コロナウイルス臨時交付金。今回補正の目玉の一つでもあります元気回復券に充てるもの。一つ飛んで真ん中どころ、保育士等処遇改善臨時特例交付金は、これ新たなものですけども、コロナ禍で子どもを守る保育士処遇改善を行うための国策による10分の10です。

めくって次のページ、13ページをご覧ください。中段のほうより県支出金となります。概要説明資料の方めくって3ページのほうですが、それぞれ21事項あります。これも充当事業の確定による増と減ですけども、大きなもので下のページ、14ページです。真ん中どころのほうに、国土調査費2,200万の減があります。これ補助が思うように付きまんで大きな減となっております。

また、下段のほう、施設災害復旧費補助金は概算工事費の確定による減額です。それぞれの詳細のほうは歳出のほうでも説明をいたします。

ページをめくってもらいまして、概要資料のほうも4ページです。真ん中どころ、財産収入、項、財産運用収入につきましては、12月末までに得た基金運用益1千万円余をそれぞれの基金へ振り分けるものです。

その下、下段、款、項、共に寄付金で、目、一般寄付金につきましては、今回の災害に対し、有難く多額の寄付をいただきましたのでそれを増額するものであります。

下のページ、16ページ、款、繰入金のほうです。3つの繰入金につきましては、それぞれ充当していた事業の確定による減額ですけれども、特に減債基金のほうは、先ほども言いました普交の増額等もありまして全額を今回戻し入れをしております。

ページをめくって17ページ、概要説明のほうも5ページです。款、項、町債。4つの町債ありますけれども、特に災害復旧債、これ大きな減額ですけれども、本年度分の災害復旧費の確定や補助率アップによる減額です。

歳入につきましては、以上です。

- 議長（早樋 徹雄） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたしたいと思います。
13時の再開といたします。

午前 11 時 51 分休憩

.....

午後 1 時 00 分再開

- 議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。

午前中に引き続き、提案理由の説明を求めます。歳出について、関係課長より順次説明を求めます。

- 総務課長（那須 忠巳） 議長。

- 議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

- 総務課長（那須 忠巳） はい、番外。

続きまして歳出、予算書は18ページ、概要は6ページのほうからになります。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費。一般職人件費につきましては時間外手当の増額です。続く一般管理経常管理費は財源変更、職員研修等人材育成費はコロナによる事業縮小の減です。ですが、概要のほうにこれよりコロナの影響分による減額についてはカッコ書きの方で記載しておりますのであわせて確認してください。

参考としまして、今回の補正でコロナ影響分をまとめますと、ぼたんとかポピーなどの祭りイベントで6事業、660万余の減額。東京の出張やら定住促進課の中止などによって

経常経費分が17事業の1,450万余。トータル23事業2,100万余の影響が出ています。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

目、文書広報費。町広報誌発行臨時経費は、ホームページリニューアル入札等による委託料の減です。

○総務課長（那須 忠巳）

続く、個人情報保護事業につきましては財源変更です。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

目、企画費。長期計画策定事業は、事業費確定による減です。

○総務課長（那須 忠巳）

続いてCATV事業経常負担金の方は、事務組合の実績による減であります。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続いて目、地域振興費。地域振興臨時管理費及び定住促進対策事業につきましては、コロナウイルスの影響によります実績による減額、また補助金等の実績による減額です。

続いて姉妹都市交流促進事業につきましても、交流事業の中止等によります減額になります。

出身者会活動支援事業につきましても同様に総会等の中止、又は会自体の閉会、休止等による減額になります。

予算書は19ページをご覧ください。地域おこし協力隊活動事業につきましては、コロナの影響による減額及び宇山地区の協力隊募集の中止による減額になります。

飯南高校教育支援事業につきましては、こちらも生徒募集についてリモートに対応したことによります減額。高校に通学します生徒のバス利用が予想を下回ったことによる定期券補助の減額になります。

集落支援員活動事業につきましても、コロナの影響による減額になります。

概要は7ページをご覧ください。人材確保支援センター運営事業、三十路式事業、地域振興経常管理費、こちらはいずれもコロナウイルスによりますイベント、式典等の中止による減額になります。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

続きまして、ダム対策費です。志津見フラワーイベント支援事業ですが、コロナによるポピー祭、コスモス祭の中止による減です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、地域交通対策費。町営バス運行経常管理費につきましては、事業費確定に伴う国庫補助金の増額による財源変更です。

赤名三次線運行費補助金につきましては、備北交通の実績に基づく増額です。コロナによる利用人数減少に伴う赤字補てん金の補助金を増額するものです。

続いて、生活路線バス車両更新基金積立金は、三江線代替バス車両更新に係る基金運用益の積立による増額です。

○総務課長（那須 忠巳）

続いて、目の基金費。財政調整基金から下のページのほう、若者女性応援基金まで、6つの基金へ、それぞれ基金運用益を振り分けて積み立てるものです。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費。戸籍住民基本台帳臨時管理費は、マイナンバーカードによる転入、転出手続きのワンストップ化に係るシステム改修費の増額です。続いて予算書21ページをお願いします。

○総務課長（那須 忠巳）

続いて、項、選挙費、目、町議会議員選挙費。その下のほうの目、衆議院議員選挙費。共に選挙費確定による減です。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

続きまして22ページ、項、統計調査費、目、統計調査費。経済センサスですが、調査事業実績による減です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

款、民生費、項、社会福祉費、目、老人福祉費。老人保護措置費ですが、措置人数の増加と介護サービス加算対象者の増により増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書は23ページ、概要書は8ページになります。

項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。子ども・子育て支援対策事業につきましては、会計年度任用職員1名につきまして経験者採用を予定しておりましたが、採用できなかったことによります人件費の減額。それから当初見込んでおりました児童数よりも少なかったために事業費を減額するものです。

続いて、出会い創出事業につきましては、コロナウイルスの影響によります事業費のイベント委託料等の事業費減額です。

続いて、保育士確保対策事業につきましては、対象者見込み数の減に伴う減額で、新入学が当初2名を想定しておりましたが、1名。就職につきましては、ゼロという状況で減額しております。

続いて、子育て世帯生活支援特別給付金（その他世帯）につきましては、対象児童数の減に伴う減額です。70名を想定しておりましたが59名でございました。

続きまして、目、児童福祉施設費。保育所共通経常管理費につきましては、3年度児童数増加に伴います広域保育委託料の増額。それから令和2年度の広域保育委託料につきまして、見込みよりも委託料が減額になったことによります国庫補助金の返還金を計

上しております。

続きまして、町立保育所業務委託につきましては、町長の行政報告にもありました保育士処遇改善に伴う賃金アップ分の委託料の増額と、現補助金の確定に伴います財源変更です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

款、衛生費、項、保健衛生費、目、予防費。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業です。ワクチン接種や送迎バスなどの委託料の増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書24ページをお願いします。目、火葬場費。雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）につきましては、人事異動によります負担金の増額です。

○病院事務長（高橋 克裕）

目、病院費。病院への繰り入れとなる飯南町病院事業会計補助金ですが、こちらのほうは事業会計のほう説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、清掃費、目、塵芥処理費。雲南市・飯南町事務組合経常負担金につきましては、人事異動によります負担金の増額です。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続きまして、款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費。農業委員会委員報酬は農業委員及び、農地利用最適化推進委員の活動実績による委員報酬の増です。

農業委員会経常管理費につきましては、新型コロナの影響により研修会が中止になったことによる減額です。

農業委員会臨時管理費につきましては、国の補正事業で農業委員の現地確認を行う際のタブレット購入の費用です。

続いて予算書25ページ。目、農業振興費。中山間直接支払事業は事業費の確定による減額です。

概要書は9ページになります。産地確立推進事業。こちらはそばの収量減少や国からの補助額の減少により、町が補填する助成額が不足するため、これを補うための増額です。

機構集積協力金交付事業は、農地中間管理機構を利用した集積に対する交付額が確定したことによる増額です。

多面的機能支払事業は、事業費確定による減額です。

続いて、目、畜産業費。乳用牛生産振興事業は、国の補助金が確定したことによる減額です。

続いて、目、農地費。ふるさと水と土保全対策事業は、12月末までの基金運用益の分

配です。

続いて、下水道事業会計補助金農業集落排水については、企業会計で説明いたします。

農業基盤整備促進事業につきましては、飯南第2地区ほ場整備の補助金が確定したことによる減額です。

○基幹支所長（和田 真一）

続いて、目、国土調査費。国土調査事業補助事業につきましては、国の補助事業額配分に伴います減額です。

国土調査事業単独事業につきましては、境界確認等に要する土地家屋調査士への委託料等の減額です。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて、項、林業費、目、林業振興費。森林経営管理制度推進事業は、森林環境贈与税、基金運用益の積立による増です。

続いて、目、造林費。森林整備協定事業は、事業費の確定による減額です。

続いて、目、治山費。林地崩壊防止事業につきましては、財源変更です。

続いて、款、商工費、項、商工費、目、商工振興費。商業活性化重点支援事業は、新型コロナウイルスの影響を受けた町内事業者や町民への消費喚起対策として元気回復券(第3弾)を実施するものです。

概要書は10ページになります。創業支援事業。こちらは事業費確定による減額です。

予算書続いて27ページ、目、観光費。観光ぼたん園経常管理費は、ぼたん園農産物販売収入の確定による財源変更です。

各種負担金は、新型コロナウイルスの影響でイベント未実施による負担金の減額です。

交流事業は、交流事業未実施による事業費確定による減額です。

琴引スキー場外臨時管理費は、今シーズンの入込み客数が3万2千人に届かない見込みのための指定管理料の増額です。

飯南町情報発信事業は、事業費確定による減額です。

地域おこし協力隊活動事業○観光は、協力隊員の活動事業費確定による減額です。

大しめ縄の町ブランド推進事業につきましては、後継者予定の方が退職されたことによる事業費の減額となります。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、土木費、項、道路橋梁費、目、道路橋梁維持費。水力発電周辺地域交付金事業、町道リフレッシュ事業地方特定、町道松本酒谷線整備事業地方創生、いずれも事業費確定による減額です。

○防災危機管理室長（長島 淳二）

続いて、款、項、消防費、目、常備消防費。広域連合経常負担金（消防分）は、人件

費等の減額による減額です。

広域連合臨時負担金（消防分）は、事業費実績見込みによる減額です。

目、非常備消防費。消防団臨時活動費は、コロナ禍による消防大会の中止等による減額です。

目、災害対策費。災害対策臨時管理費は、被災者支援事業の実績見込みによる減額です。

防災行政無線経常管理費は、経費の実績見込みによる減額です。

○教育次長（石飛 幹祐）

続いて教育費をお願いします。予算書は29ページ、概要書は10ページです。

款、教育費、項、教育総務費、目、事務局費。事務局経常管理費は、会計年度任用職員の保険料確定による減額です。

学校運営補助金は、補助金額の確定による減額です。

学習支援館運営事業は、事業費の確定による減額です。

続きまして、概要書11ページをお願いします。

地域おこし協力隊活動事業教育は、出張や研修会の参加の減による減額です。

みらい人材育成基金積立金は、基金運用益の積立による増額です。

項、小学校費、目、学校管理費。小学校経常管理費は、手当の減によるものです。

目、教育振興費。小学校教育振興共通経常管理費は、小学校特別支援教育サポーターの報酬の減による減額です。

要保護準要保護児童援助費は、国庫補助金の額の確定による財源変更です。

小学校スクールバス経常管理費は、コロナウイルスによる校外学習が減ったことによる減額です。

予算書は30ページをお願いいたします。

項、中学校費、目、教育振興費。要保護準要保護生徒援助費は、国庫補助金の額の確定による財源変更です。

スクールバス整備費は、入札による購入価格の減によるものです。

中学校スクールバス経常管理費は、コロナウイルスの影響で部活動が減ったことによる減額です。

項、社会教育費、目、社会教育総務費。社会教育委員報酬は、コロナウイルスにより県外研修が取りやめとなったことによる旅費の減です。

目、公民館費。飯南町公民館運営事業は、県支出金の額の確定による財源変更です。

項、保健体育費、目、保健体育総務費。体育協会補助金は、コロナウイルスの影響による体育協会事業の未実施による減です。

学校健診事業は、実績による減額です。

目、体育施設費。頓原球場経常管理費は、コロナウイルスの影響でナイター利用者の減による電気代の減によるものです。

予算書は31ページです。目、体育施設費。赤名山村広場経常管理費は、コロナウイルスによるナイター利用の減と、除草作業の額の確定による減です。

町民プール経常管理費は、コロナウイルスの影響により一般開放を中止したことによる人件費の減です。教育費は以上です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費。現年補助農地災害復旧事業と、続く農業用施設災害復旧費、現年補助農業用施設災害復旧事業につきましては、令和3年度概算事業費見込みによる減額です。

続いて、目、林道災害復旧費。現年補助林道災害復旧事業につきましては、財源変更です。

続いて、目、農林水産業施設災害復旧費。農林水産業施設災害復旧応急復旧につきましては、事業費確定による減額です。

農林水産業施設災害復旧小災害につきましては、財源変更です。

続いて予算書32ページ、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費。現年補助公共土木施設災害復旧につきましては、令和3年度概算事業費見込みによりまず減額です。

公共土木施設災害復旧の応急復旧につきましては、査定設計書作成委託業務の実績による減額です。

公共土木施設災害復旧小災害につきましては、河川災害復旧工事と同時施工する小災害復旧工事12件分の増額です。歳出の説明は以上です。

○総務課長（那須 忠巳）

続きまして、33ページ給与費明細書のほうです。

はじめに特別職のほうで、下段の比較欄のほうで、職員数が122の減と大きな数字になってますけども、町議会議員選挙がなかったことによる立会人の減少です。逆に報酬の方は増となっておりますが、途中説明しました農業委員会の活動実績による増ということの報酬で増えております。

下のページのほう、34ページのほうは、一般職の総括のページですが、めくっていただきまして35ページ。こちらのほうに詳細を載せております。

はじめに会計年度任用職員以外の職員、いわゆる一般職ですけども、歳出のはじめに説明しましたように残業手当をプラス補正しております。が、議員選がなかったことによりまして、逆に職員手当を減じましたので、結果減額となっております。

その下の表は、その減額マイナス162万1千円の明細です。

イのほう、会計年度任用職員につきましては、協力隊のほうですけれども、住民課のほうでも説明しましたが、募集しましたけれども結果応募がなかったということで、実績3名を減じております。報酬以下同様に減額をしています。

下のページは、それぞれの項目ごとの明細ですのでご覧いただければと思います。議案第30号につきましては、以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第31号、令和3年度飯南町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 小玉保健福祉課長。

○保健福祉課長（小玉 千恵） 番外。

議案第31号を説明します。

令和3年度飯南町の国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）は次に定めるところによる。（歳入歳出予算の補正）第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ51万2千5を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6億2,672万円と定める。
2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

2ページです。

第1表、歳入歳出予算補正です。はじめに歳入です。各款ごとに定める金額を読み上げます。

款、財産収入。既決額に51万5千円を追加し、61万5千円。

歳入合計。既決額に51万5千円を追加し、6億2,672万円。

次に歳出です。

款、基金積立金。既決額に51万5千円を追加し、61万5千円。

歳出合計。既決額に51万5千円を追加し、6億2,672万円。

続きまして事項別明細書です。4ページです。

1. 総括。歳入の説明は省略し歳出の財源内訳は、すべてその他特定財源です。

続いて、5ページです。概要説明書は13ページとなります。

2. 歳入。款、財産収入、項、財産運用収入、目、利子及び配当金。国民健康保険事業基金運用益の分配で増額です。

続いて6ページ、歳出です。

款、項、基金積立金、目、国保事業基金積立金。基金積立金は運用益分配による増額です。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に議案第32号、令和3年度飯南町病院事業会計補正予算（第4号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○病院事務長（高橋 克裕） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 高橋病院事務長。

○病院事務長（高橋 克裕） 番外。議案第32号について説明します。

第1条、令和3年度飯南町病院事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

第2条、予算第3条に定めた収益的収入の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、病院事業収益。既決予定額に3,372万4千円を追加し、10億8,483万4千円。

第1項、医業収益。既決予定額に577万9千円を追加し、7億4,272万8千円。

第2項、医業外収益。既決予定額に2,794万5千円を追加し、3億4,210万6千円。

第3条、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。既決予定額から540万円を減額し、1億2,024万3千円。

第1項、企業債。既決予定額から540万円を減額し、4,640万円。

支出。第1款、資本的支出。既決予定額から279万円を減額し、1億7,994万3千円。

第1項、建設改良費。既決予定額から279万円を減額し、5,137万8千円。

2ページです。第4条。予算第5条に定めた企業債の予定額を次のとおり補正する。

起債の変更です。起債の目的、医療機器等整備事業施設整備事業です。限度額を変更するものです。変更前の限度額から540万円を減額し、変更後の限度額4,640万円とするものです。起債の方法、利率、償還の方法については、補正前に同じです。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

3ページ、実施計画書です。目について読み上げます。

1 収益的収入。収入。目、その他医業収益。既決予定額に577万9千円を追加し、9,449万8千円。

他会計補助金。既決予定額に2,291万1千円を追加し、2億9,291万1千円。

補助金。既決予定額に503万4千円を追加し、1,978万2千円。

2 資本的収入及び支出。収入。目、企業債。既決予定額から540万円を減額し、4,640万円。

支出。目、有形固定資産購入費。既決予定額から279万円を減額し、3,420万5千円。

4ページ、ご覧ください。補正予算の明細書です。

1 収益的収入です。目、その他医業収益については、新型コロナワクチンの3回目接種の委託料です。

他会計補助金については、コロナ禍での不採算地区病院等に対する財政措置の拡充として、特別地方交付税措置の増額がありましたので、これを一般会計から繰り入れるものです。

補助金につきましては、コロナ病床確保及び感染対策に係る補助金を増額しています。

5 ページ、ご覧ください。2 資本的収入及び支出です。

収入の企業債については、医療機器等整備に係る事業の確定による減額です。

支出の有形固定資産購入費については、先ほど収入のところで説明しました事業費の確定による減額です。

次のページからキャッシュフロー計算書等付属の資料を付けておりますが、こちらについては説明を省略させていただきます。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第33号、令和3年度飯南町下水道事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

○建設課長（森山 篤） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 森山建設課長。

○建設課長（森山 篤） 番外。議案第33号について説明します。

第1条 令和3年度飯南町下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。
収入。第1款、下水道事業収益。既決予定額に528万4千円を追加し、3億9,031万2千円。

第2項、営業外収益。既決予定額に528万4千円を追加し、2億9,939万1千円。

支出。第1款、下水道事業費用。既決予定額に528万4千円を追加し、3億1,466万8千円。

第1項、営業費用。既決予定額に528万4千円を追加し、2億7,685万8千円。

令和4年3月7日提出、飯南町長。

次に2ページです。実施計画書について説明します。目について読み上げます。

1 収益的収入及び支出。収入。目、他会計補助金。既決予定額に38万4千円を追加し、2億3,352万4千円。

国庫補助金。既決予定額に490万円を追加し、490万円。

支出。目、農業集落排水管理費。既決予定額に528万4千円を追加し、1,643万1千円。

次に3ページです。補正予算明細書です。説明資料は16ページです。

1 収益的収入及び支出。収入は、農業集落排水施設の維持管理適正化計画を策定するため、他会計補助金と農村整備交付金の採択を受け、補助金をそれぞれ増額するものです。

支出は、農村整備交付金を活用して、農業集落排水施設の維持管理適正化計画を策定するため、委託料を増額するものです。

次に4ページです。予定キャッシュフロー計算書以降の付属説明資料につきましては、ご覧ください。説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 以上で提案理由の説明を終わります。

次に、議案第34号、令和4年度飯南町一般会計予算を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。はじめに、総括について説明を求めます。

○副町長（奥田 弘樹） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 奥田副町長。

○副町長（奥田 弘樹） 番外。議案第34号について説明します。

令和4年度飯南町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ83億3,580万8千円と定める。

2歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債）

第2条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

（一時借入金）

第3条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、15億円と定める。

（歳出予算の流用）

第4条、地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

（1）各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和4年3月7日提出、飯南町長。

2ページ、第1表 歳入歳出予算、歳入です。款ごとに合計金額を読み上げます。

款、町税。4億7,014万1千円。

款、地方譲与税。1億555万6千円。

款、利子割交付金。43万7千円。

款、配当割交付金。108万5千円。

款、株式等譲渡所得割交付金。149万4千円。

款、法人事業税交付金。722万円。

款、地方消費税交付金。1億691万6千円。

款、環境性能割交付金。570万7千円。

款、地方特例交付金。79万2千円。

款、地方交付税。38億円。

款、交通安全対策特別交付金。62万2千円。

款、分担金及び負担金。5,234万1千円。

款、使用料及び手数料。8,306万6千円。

款、国庫支出金。12億4,699万4千円。

款、県支出金。7億663万4千円。

款、財産収入。2,036万5千円。

款、寄付金。1億8,007万円。

款、繰入金。6億3,970万円。

款、繰越金。500万円。

款、諸収入。1億3,576万8千円。

款、町債。7億6,590万円。

歳入合計、83億3,580万8千円。

ページをおめくりください。5ページ、歳出です。同じく款の合計金額を読み上げます。

款、議会費。6,052万6千円。

款、総務費。12億6,977万1千円。

款、民生費。13億1,231万6千円。

款、衛生費。8億2,344万9千円。

款、農林水産業費。12億5,428万3千円。

款、商工費。3億1,744万2千円。

款、土木費。6億3,905万8千円。

ページをめくっていただきまして、

款、消防費。2億4,539万8千円。

款、教育費。4億4,384万円。

款、災害復旧費。8億5,585万5千円。

款、公債費。11億187万円。

款、予備費。1,200万円。

歳出合計、83億3,580万8千円。

ページをおめくりください。7ページ、第2表 地方債です。新年度に予定しております17の事業債です。

起債の目的、限度額について読み上げます。起債の方法、利率、償還の方法については、ご覧いただきたいと思えます。なお、事業の詳細につきましては、後ほど歳出の説明の際に担当課長より説明いたします。

まず、起債の目的、町営バス購入事業債。町営バスの車両更新に伴うもので470万円。
定住促進対策事業債。定住促進住宅の建築に伴うもので、8,710万円。

過疎地域自立促進特別事業債。いわゆる過疎ソフトですが、1億3,310万円。

公共施設等適正管理推進事業債。旧赤名米倉庫の解体工事に伴うもので、690万円。

臨時財政対策債。交付税の減収を補うもので、3,800万円。

公園整備事業債。来島交流センターへの遊具整備に伴うもので、310万円。

農業施設整備事業債。農道整備に伴うもので、1億1,460万円。

公有林整備事業債。町行造林の施行に伴うもので、140万円。

観光施設整備事業債。観光りんご園の農薬散布機更新に伴うもので、810万円。

道路事業債。各道路整備事業に伴うもので、8,570万円。

緊急浚渫推進事業債。こちらは令和3年度に新設された過疎債並みの有利な起債ですけれども、河川浄化に伴うもので、2,800万円。

公営住宅建設事業債。古城団地の修繕に伴うもので、1,760万円。

消防施設整備事業債。消防車両更新等に伴うもので、3,530万円。

義務教育施設整備事業債。スクールバスの更新に伴うもので、690万円。

社会教育施設整備事業債。谷高齢者コミュニティーセンターの改修に伴うもので、650万円。

農林水産施設災害復旧債。昨年7月の災害復旧に伴うもので、2,190万円。

公共土木施設災害復旧債。同じく昨年の災害復旧に伴うもので、1億6,700万円。

総括についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 続いて、事項別明細書の歳入の説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

事項別明細書です。めくっていただきまして、10ページの方ご覧ください。歳入の方は説明を省略しまして10ページの方です。歳出のページです。

本年度の予算額の財源内訳です。国県支出金19億1,826万1千円。地方債7億2,370万円。

その他特定財源6億3,746万9千円。一般財源50億5,637万8千円です。

下のページの方、歳入の明細の方ですけども、ここからは別冊で用意しております「令和4年度飯南町当初予算の概要について」で説明します。別冊の概要の方で説明します。

1枚めくってもらいますと財政資料1というのがあります。こちらの方から。令和4

年度会計別当初予算集計表です。はじめに一般会計です。前年12.9%と大幅な増額予算としています。昨年は、町長選の改選期ということもありまして本町の基礎的部分の予算編成としておりましたので、単純比較はできませんけども、光ケーブルとか来島拠点整備のあった平成31年の87億円に次ぐ大きな予算規模となっています。その主な増額理由ですけども、まず災害復旧費に関するものが8億6,000万円。来島牧場の整備に関するものが4億5,000万円。そして公営住宅、里山住宅などの整備に約1億円ということで、これらだけで14億の事業を予定しております、より大きな数字となっています。

以下、特別会計の方ですけども、介護保険サービスの方で率が15%減と大きなものになっていますけども、これは人件費の減によるものです。

また、水道会計においては、県道の改良の移転補償工事が皆減となりまして、12%、5,000万円余の減額となっています。これらの特会含めた7つの会計の合計は、前年対比プラス8.7%、9億円余の増となる113億2,143万2千円の計上であります。

めくっていただきまして、財政資料2の方です。歳入の方、主だったもので説明をします。はじめに自主財源の要でもあります町税の方です。本年の実績なども参考にしまして、微減と見込んでいます。

次、款2の地方譲与税の中、5項の森林環境譲与税が30%近い伸びでありますけども、この制度が始まって4年目を迎えますけども、段階的にこれ増額されております。森林整備の方に有効に活用していきます。

次、款5、株式等譲渡所得割交付金から、その下の方、法人から消費税の交付金の方ですが、県の試算によるものですけども、コロナ禍におきまして心配しておりましたが伸びということでもあります。

そして款10の地方交付税。歳入のうち半分近くを占めるものですけども、新年度もコロナ対策、地代対策として、国としても全体で6,000億以上の措置がされておまして、前年の4.7%増の38億と見込んでおります。

その下の分担金の方も、これ大きな伸びですけども、これは災害の分担金によるものであります。そして隣の行の最上段14款の国庫支出金。それからその下の、款15の県支出金。いずれもそれより40%近い増ですけども、災害関係によるものです。

それから真ん中どころ、款18の繰入金の方ですけども、これ倍近い5億余を計上しておりますけども、これは災害復旧の補助が複数年にまたがり歳入されることとなっています。入るまでの仮の裏あて財源として、この基金、繰入金を約2億円みてるための増であります。

一番下の段、町債の方は、前年10%減ですけども、これは、道路事業を抑制したことによります減とか、公営住宅の建設事業がなくなったことによる減であります。引き続き抑制に努めてまいります。

下のページ、財政資料3の方です。今度は歳出です。こちらは後ほど歳出説明をいたしますので増減の大きなものについて説明します。

はじめに2款の総務費の中の4項と5項の選挙費。それから統計費。これ40%近い減ですけども、これは衆議、町議選がそれぞれ今年予定されていないことから減になるものです。

続いて4款、清掃費。これも約40%ですけども、ごみの処理統合に伴ういいしクリーンセンターの整備、約1億円が皆減となったものであります。

隣の列、8款、土木費の34%減は、先ほども申しあげましたように道路事業の、2項ですね、2項の道路事業の減によるもの。

その下の5項、住宅費の方です。県営赤名団地の取得を終えたことによる80%と大きな減であります。

10款、教育費の中で、2項の小学校費。これスクールバスの整備などによるものの臨時経費の増です。

逆に、4項の社会教育費は減っておりますが、文化財の、志々の文化財調査が皆減になったことによるもの。

それから最下段、予備費の方は、昨年度はコロナ対応として例年より多く見積もってましたけども、新年度は例年に戻していきます。

めくってもらって、次に性質別の経費の方です。はじめに1の人件費の方が1千万円余減しておりますけども、これ繰り返しになります。2つの選挙がなくなったことによる人件費の減であります。

続いて3の維持補修費の方です。保有施設の老朽化とか、長寿命化によりまして、このあたり近年増加傾向にあるところです。

5の補助費が減額しておりますけども、これも先ほど言いましたように、ごみ処理の広域負担金の減が影響しております。

下の方の小計の下の方、投資的経費の方です。これが8億円余の増となっておりますが、定住住宅、里山住宅や産業振興課の育苗センターの整備などで影響が出ております。

一番下の災害復旧費、8.5億円は皆増となりまして新年度も全力で取り組んで参るものであります。

下のページの方は、これまで説明したものを割合としてグラフ化したものでありますけども、歳入の方では、地方交付税の割合、それから歳出の方では投資的経費の割合というのをご注目いただければと思っております。

グラフのページをめくってください。財政資料6の方です。今度は節別の経費の状況の方ですけども、大きな変動のものについて2つ。

14の工事請負費。これが右端の方見ていただくと比較増減ありますが、10億円近い増が

あります。その下の16、公有財産購入費は、右の方2億円近い減であります、県営団地の減であります。

下のページの方、地方債の計画であります。先ほど説明しましたが、新年度予算副町長が説明しましたが、今年度借入れようとする7.6億円の地方債の相殺であります。

めくっていただきまして、7-2の方は、特別会計で借入れる地方債の一覧であります。7.6億円であります。失礼しました。特会で借入れる地方債は7,690万円です。失礼しました。

下のページの方、町債の借入れと現在高の推移です。20のその他の下の方、一般会計合計の方です。令和4年度の起債見込額は、真ん中どころの方、7億6,590万円で、新年度に償還する額の方、右端から一つ手前の方ですね、償還する額は、11億円を予定しております。これによりまして右端の方、令和4年度末の現在高の見込みは一般会計で昨年より3億円減少しまして105億3,600万円余となる見込みであります。

めくっていただきまして、財政資料9の方です。財政状況の推移です。特に下の方の列、ご覧ください。町長の所信表明の方でも触れておりますけども、経常収支比率、それから、町債残高というのは目標値を超えておりまして、中期財政計画の中でも説明したとおり、今後この本町の財政運営を考えた場合、この部分の注視が必要となっております。

下のページ、財政資料10の方です。基金の状況の方です。右の方に新年度、令和4年度の予定、予算額を記載しておりますが、取り崩しの方、一つ手前の列。取り崩しの方、6.3億円を予定しております、前段で説明しましたように災害の国交省のしくみ上、一旦町の持ち出しが必要となります。故にこの取り崩し額を大きく見込んでいますところですね。そのような状況やら一般財源の確保が厳しい中、昨年より取り崩し額が増えまして、財政調整基金を2億3,000万円、それから減債基金を1億5,000万円、そしてまちづくり基金を9,500万円の計4億7,000万円を取り崩して新年度予算を編成しております。

また、中段の方、ふるさと応援基金、その下若者女性応援基金を総合振興計画に掲げる重点施策にそれぞれ取り崩して充当してはいますが、その割り当てに関しましては、この概要説明資料の歳出のページの方の備考欄へ充当基金として記載しておりますので後ほどの説明の際にあわせてご確認いただければと思っております。

めくっていただきまして、歳入の詳細の方に移ります。1ページでございます。町税から始まる一般財源、という部分の明細になります。備考欄の方へ昨年度の対比、あるいは計上の根拠というのを載せておりますのであわせてご確認ください。前段の財政資料の方でも説明しましたので、こちらの方主だった増減について説明をします。

はじめに、款、町税につきましては、これも申し上げましたがコロナによる大きな影響はそうは大きくないと推計しております、それぞれ備考欄にある増、減を読み込んで

でおります。

下のページ、めくってもらいまして、3ページの方へお願いします。3ページ。上段の真ん中どころ、軽自動車環境性能割、これが40%の増となっております。これも県の試算に基づくものなんですけども、いわゆる燃費達成基準によって町としては減税される分の国の補填部分なんですけども、いわゆる低燃費達成基準車が多くなったということと推測します。

下のページ、4ページの方ですね、これ真ん中どころ、森林環境譲与税。30%近い増であります。これも先ほど説明したとおり、この制度が始まって4年目、令和5年度まで段階的に増額されていきますけども、今回木質バイオマス事業の方へ活用しております。

めくっていただきまして、5ページの方です。下段の方、法人税の交付金と、その下の地方消費税の交付金。それぞれこれも県の試算によるものなんですけども、大きな伸びとなっております。

その下、6ページの方、地方交付税の方です。真ん中どころ、地方交付税。これも前段で説明したとおりではありますけども、地方交付税の方は、1.5億円増の34億円。地方交付税の普通交ですね。34億円と見込みまして、特交については前年と同様の4億円を見込んでおります。

ここまでが、いわゆる一般財源と言われるものでありまして、続いて特定財源の方説明をしますけども、恐れ入ります、予算書の方へ今度は帰ってください。予算書の16ページの方へ戻ります。16ページの款、分担金及び負担金、ここからが特定財源ということになります。農地災害復旧の分担金や、下のページは各施設の使用料など、これらの財源につきましても概要説明資料の歳出のページの備考欄へ充当財源として記載しておりますのであわせてご確認いただければと思っております。

少しとびますけども、20ページの方ご覧ください。真ん中の表の一番下の方です。災害復旧費国庫負担金。過年度の災害の復旧費、事業費ですね。こちらの方が3億6千万円余ございますけども、新年度予定しておる事業に対する国庫補助であります。

それから下のページ、21ページの方ご覧ください。4の土木費国庫補助金の方、これ減額になっておりますけども、これも言いましたように道路事業の抑制によりまして補助金の方も減額されております。

ページめくっていただきまして、22ページ。22ページの8、農林水産事業費国庫補助金の中の4、畜産業費補助金。担い手づくり交付金の方なんですけども、こちらの方、来島牧場の増頭事業に対する交付金の10分の10であります。

次とびますけども、26ページの方お願いします。先ほどは国の災害補助金の方申し上げましたけども、26ページの最下段の方。こちらは今度、県の補助金の方、1億8,800

万円余を見込んでおります。

下のページ、27ページの方、上段の方ですけども、総務費の委託金の中に参議院議員選挙費委託金があります。これが今年予定をされております。

また、その下の行、来春になりますけども、早いもので知事・県議選が来春予定されておるところです。これを計上しております。

ページめくって29ページの方お願いします。下のページの方です。上段の方、29ページの上の方。ふるさと応援寄附金の方は、昨年より2千万円増の1億8千万円と見込んでおります。本年度の方、コロナ禍で一時期、このふるさと応援寄附金の方が低迷しておりましたけども、持ち直して1億6千万円を超える見込みであります。

下の款、18款、繰入金の方は、先ほど財政資料10の方で説明しましたので割愛させていただきます。続いて3枚めくって35ページの方をお願いします。35ページの下段の方です。町債につきましては、説明しましたように新年度の（事業）へ充当するものなのですけども、新しいもの3点あります。はじめに2の民生費の中の公園事業整備事業債。これ来島の公園整備、広場整備に充当するためのものであります。

一番下の行、商工債の中で観光施設整備事業債ですが、これはりんご園の農薬散布機を整備するために充当するものであります。

めくっていただきまして、最下段の方、過年補助公共土木施設災害復旧事業債等でありますけども、これは充当率が95%と、たいへん有利な起債であります。これを1億8,800万円余を予定をしております。

歳入につきましてはの説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） ここで休憩をいたします。再開は14時15分といたします。換気をお願いします。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。引き続き説明をお願いします。歳出について、それぞれの担当課長より順次説明を求めます。

○総務課長（那須 忠巳） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 那須総務課長。

○総務課長（那須 忠巳） はい。番外。

そうしますと予算書の方は、37ページ。概要の方は7ページの方ですね。

款、項、目、議会費につきましては、人件費も含めた議会運営経費であります。それぞ

れ昨年とほぼ同額であります。議会人件費などにつきましても末尾の給与明細書の方で一括説明します。以降、人件費につきましても同様にいたしますので割愛させていただきます。

予算書の方めくって38ページの方お願いします。

款、総務費、項、総務管理費、目、一般管理費、一般管理経常管理費の方は、人件費や福利厚生費、あるいは電算管理費といった組織全体に関わる経費の方です。

一般管理経常管理費の方は、昨年とほぼ同額。次の人事管理費につきましては、概要の方7ページの方へ★印が付いておると思いますが、この★印2つ。この★印ですけれども新規事業についてこのマークを付けております。

この事業、新年度の方で全47事業3億9千万円余となっております。47事業3億9千万円余であります。

戻ってこの2つの新規事業ですけれども、会計年度職員も含めた人事給与システムの更新と、勤怠管理を新たに導入するための使用料を計上しております。

電算等経常管理費につきましては、ほぼ同額ですけれども、その下の臨時管理費の方で5年に一度の庁内の、この役場内のサーバー更新を新規事業として計上しております。

以下、市町村総合事務組合負担金、町村会等負担金の方は昨年とほぼ同額であります。

予算書の方は下のページをめくって40ページの方お願いします。

町広報誌の方経常経費の方ですけれども、広報いいなんなどのなどの印刷経費であります。これ昨年とほぼ同額であります。

続いて、情報公開事業の方も昨年と同額、その下、個人情報保護事業は、前年500万円の増でありますけれども、法の整備によりまして個人情報の保護条例の改正が伴うため専門業者へ委託するための経費を盛り込んでの増であります。

次、目の財政管理費。この予算書とか作成システムなど管理している公会計システムの経常管理的な経費なものですけれども、財政事務管理費、それから財務関係電算管理費の方は昨年とほぼ同額です。

続いて、目、会計管理費。会計事務管理費の方、指定金融機関等委託料とも昨年とほぼ同額であります。

続く目、財産管理費。これ公用車や庁舎の管理費ではありますが、公用車経常管理費の方は同額ですけれども、その下、臨時管理費の方は10年以上経過しまして13万キロ走行の軽トラック1台を更新するために予算増をしております。

予算書のページの下の方、41ページ、概要の方9ページをお願いします。その他町有財産経常管理費の方は、ほぼ同額ですけれども、その下の臨時管理費の中、概要のページの方で★マークが付いていると思えますけれども、以前は書庫として使用しておりましたけれども、現在は使用しておりません。旧JAの赤名米倉庫、こちらの方を解体する経費を

計上しております。以下、防犯灯の経常臨時、経常臨時の方は電気施設管理費、光ケーブル共架料などですけれども、昨年とほぼ同額です。

1点ほど。次の庁舎経常管理費の中で減額としていますけれども、会計年度の報酬の出所を変更しているための減額です。

○基幹支所長（和田 真一）

次に、頓原基幹支所の経常管理費です。基本的には庁舎の管理事務費でございますけれども、公用車を1台、リースということで更新をいたします。

次に、目、支所費。志々支所の経常管理費です。大部分が庁舎の管理事務費ですけれども、エアコンを整備いたしましたので、このガスヒートポンプの保守点検料が含まれております。

それから、角井簡易郵便局事務受託業務につきましては、簡易局の会計年度任用職員の人件費と事務経費でございます。

それから、概要書の10ページをお願いします。角井自治会館経常管理費です。指定管理料等前年と同額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書42ページです。来島拠点複合施設経常管理費ですが、来島交流センターの施設の管理費で、階段昇降機それからガスヒートポンプの保守点検費用が新たに必要となり増額しております。

○基幹支所長（和田 真一）

次に、角井自治会館臨時管理費です。自治会館内のエアコンが老朽化により修繕が必要になりました。このため新型コロナウイルス対策もかけて2台分、外気交換のできるエアコンを整備する経費です。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

続きまして、目、企画費です。企画費は町の主要施策の推進を図るための経費となっております。

企画経常管理費は、総合振興計画評価委員の経費や、ホームページ委託料です。

次の広域連合負担金の方は、雲南広域連合の対前年度事業経費の減による負担金の減額です。

○総務課長（那須 忠巳）

続きまして、CATV事業経常負担金の方は、飯南局の設備改修の方の減がありまして、負担金の方は昨年に比べ減額しています。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

各種負担金は、広域行政の推進のための負担金で、昨年とほぼ同額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

国道54号活性化事業につきましては、国道54号活性化アクションプランの推進業務ということになります。新規としましては、予算的にはわずかではありますが、道の駅とんばら周辺エリアの整備計画につきましては、こちらのアクションプランの推進協議会の方から提案がありましたので、この計画について整備をしていきたいということで必要な経費をあげております。

概要書は11ページになります。予算書は43ページです。ふるさと応援寄附促進事業につきましては、ふるさと納税に关します返礼品の発送業務の委託料でありますとか、ポータルサイトの委託料、そういった必要な経費をあげておりまして、令和3年度と比較しますと1,600万円弱減額しておりますが、こちらにつきましては令和2年度のふるさと納税が多く3年度に返礼品等繰越した業務があったため、4年度は減額しているというものであります。

続きまして、目、地域振興費です。こちらにつきましては、まちづくりや地域づくりのメインとなるような事業が盛り込まれております。また、関係人口と言われます（聞き取り不能）との交流、あるいは飯南高校の支援、そういったところが業務内容としてあります。

まず、定住促進対策事業につきましては、定住支援センターの運営につきまして人件費も含めた経費を計上しております。新規としましては、先月の全員協議会でも説明しましたし、また冒頭の町長の所信表明にもありましたが、住宅新築支援の事業補助金、こちらにつきましては新築住宅への支援でありますとか、造成費の一部の支援、そういった新たな定住支援対策の補助金を計上しております。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて姉妹都市交流促進事業は、伊丹市、大村市との交流事業で、例年並みの予算計上です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

出身者会活動支援事業につきましては、現在あります出身者会3団体につきましては助成金等を計上しておりまして、例年並みの予算計上としております。

○住民課長（永井 あけみ）

新エネルギービジョン推進事業につきましては、太陽光発電、薪ストーブ設置にかかる補助金を計上しております。太陽光2件、薪ストーブ1件を計上しております。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて予算書44ページになります。各種負担金。こちらにつきましては、各種団体への負担金として、例年並みの予算計上です。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

クライנגアルテン経常管理費は、クライングアルテンにかかる修繕など経費を計上して

おり、前年度とほぼ同額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

続きまして概要書は12ページになります。地域おこし協力隊活動事業、こちらにつきましては、令和4年度は、教育委員会にありました高校支援の協力隊2名がまちづくり推進課の方に入ったということで、この分が増額となっております。

谷笑楽校経常管理費、ふるさと回想館経常管理費。こちらにつきましては、2件とも指定管理料となっております例年並みの予算計上としております。

続いて、定住促進住宅整備事業。こちらにつきましては、債務負担行為もお願いしておりました八神の里山住宅の建築工事。また、定住促進賃貸住宅の建築工事等を計上しております、昨年度の、こちらは当初にはありませんでしたが、6月の補正と比べますと700万円弱の増額となっております。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

飯南高校教育支援事業は、飯南高校の教育環境の充実や生徒募集などにかかる経費です。

水源地域活性化事業は、志津見ダム水源地域ビジョンの推進業務や上下間交流事業にかかる経費で昨年とほぼ同額になっております。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

集落支援員活動事業につきましては、集落支援員6名の人件費でありますとか活動経費を計上しております、例年並みの予算計上としております。

小さな拠点づくり推進事業につきましては、飯南町地域づくり活動応援事業補助金をはじめ地域づくりに関する補助金、あるいは島大の飯南ラボの研究委託料など、地域づくりに関する事業を例年並みで計上しております。

人材確保支援センター運営事業につきましても、センターの運営経費ということで例年並みの計上となっております。

三十路式事業。こちらにつきましてはUターン者の交流会への開催への支援ということで、コロナ禍ということで開催できなかった2年間分あわせて3年分を計上して予算化しております。

概要書は13ページになります。価値ある飯南暮らし創生事業につきましては、みんなでつくる「いいなん暮らし」創生補助金ということで、令和4年度は当初として3地区分を計上しております。

地域振興経常管理費につきましては、経常的な経費に加えまして、半夏やとんぼらふる里夏祭り等の補助金など経常経費は例年並みの予算計上としております。

予算書は45ページになります。特定地域づくり事業協同組合推進事業につきましては、令和4年度は派遣職員6名分の人件費、あるいは事務局の運営費を計上しております。

地域・人づくり事業につきましては、令和3年度までは地域振興の臨時管理費として組んでおりましたが、一つの事業ということでくくりまして、そこにありました補助金でありますとか講演会事業、そういったところをこちらの方に組み込んで計上しております。内容的には例年と同様ですが、新たなものとしましては、飯南book作成委託料というのをあげておりまして、こちらにつきましては、ヒトカラ事業ということで令和3年度やっておりましたが、それに継続してですね、地域の皆さま、住民の方と参画していただきながらそういった飯南町紹介する本を作成していきたいというふうに考えております。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

教育魅力化推進事業は、教育費で計上していた事業について令和4年度より企画費の方で計上しています。

続きまして、目、ダム対策費です。ダム対策費は志津見ダム周辺地域の荒廃防止や地域活性化の推進を図るための経費となっております。それぞれダム貯水池景観保全事業、21世紀の森整備事業、ダム協会負担金、志津見フラワーイベント支援事業については前年度とほぼ同額です。

○基幹支所長（和田 真一）

予算書46ページです。目、自治振興費。自治振興経常管理費ですけれども、自治区長連絡会の開催経費、及び自治会活動保険の掛金、それから自治区への事務費交付金1,750件分です。

続いて地域コミュニティー推進交付金。同じく1世帯当たり3,000円の1,750件分の交付金を計上しております。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

赤名ふれあい公園経常管理費につきましては、ぼたん園横にあります公園の指定管理料を含んでおりまして例年並みであります。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、交通安全対策費。交通安全対策事業につきましては、交通安全意識の向上に向けた啓発活動でドライブコンテストの参加費補助、それから交通安全対策にかかる備品の購入を想定しております。

続きまして、目、地域交通対策費は、生活路線バスなど公共交通にかかる経費でございます。まず、町営バス運行経常管理費は生活路線バス赤名吉田線、谷赤名頓原線、佐田志津見線にかかる運行経費。それから新たに加わりました自動運転赤名線の運航開始に伴う委託料。車両管理費等の増額をしております。また、燃料費高騰によります増額分も経常しております。

続きまして、町営バス購入事業につきましては、老朽化しました路線バスの計画的な

更新にかかる経費で、4年度は佐田線バスの車両更新と、自動運転赤名線の車両購入を予定しております。

続きまして、町営バス停留所経常管理費は、町営バス停留所の管理経費で、J R赤名バス停の管理者不在に伴う委託料を減額しております。

続きまして予算書47ページです。町営バス停留所臨時管理費は、経年劣化しておりますバス停留所の更新費用10ヶ所を想定しております。

続きまして、赤名三次線運行費補助金は、備北交通が運行する赤名三次線の運行費の補助金で、3年度の実績に基づきましてコロナによる利用人数減少を見込み補助金を増額しております。

続きまして、公共交通機関利用促進事業ですが、デマンドバス赤名、来島、頓原、志々の4つのルートの運行にかかる経費で燃料費高騰によります増額を計上しております。

続きまして、自治会等輸送活動支援事業につきましては、谷自治振興会への輸送委託事業で、車検費用による増額をしております。

続きまして、生活路線バス車両更新基金積立金ですが、三江線廃止に伴う代替えバス車両の更新費用、美郷町からの負担金をいただいて積み立てております。平成30年より7年間の予定で増額積立を計画しております。

○総務課長（那須 忠巳）

続きまして、目、基金費。それぞれ7つの基金へ積み立てるための費目ですが、当初予算時における積立額の見込みを計上しております。その他の基金に関しましては優位なもので運用に努めながら、努めてまいりたいと思っております。

ページめくってください。予算書の方。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、項、徴税费、目、税務総務費。こちらは職員人件費など税務事務の管理にかかるものです。

固定資産評価審査委員会費は、固定資産評価につきまして不服申出があった際に開催する審査委員会の開催経費です。

それから税務総務経常管理費は、税務事務にかかる出張旅費等事務経費です。

続きまして予算書49ページです。目、賦課徴収費は、町県民税、固定資産税、軽自動車税など賦課徴収にかかる経費です。

まず、賦課徴収経常管理費は賦課徴収業務にかかる、通知書の郵送料等事務経費です。地方税共通納税システムというもので税目が今現在、住民税の特別徴収のみ対象になっておりますが、固定資産税、軽自動車税の税目が拡大されることによります負担金の増額があります。

続きまして、賦課徴収臨時管理費は、令和6年度評価替えに向けた標準宅地鑑定評価

業務委託料の増額380万円余計上しております。こちらは3年に1回、土地家屋の評価見直しがあるもので委託による評価をおこなうものです。

続きまして、税務関係電算管理費は、賦課徴収業務電算処理にかかる管理経費で、使用料負担金を計上しております。電子申告地方税共通納税システムの税目追加によりますシステム改修費の負担金の増額をしております。

続きまして、収納促進対策事業は、収納促進、滞納整理にかかる事務経費で、収納金電算処理自動読み取り等のシステム負担金の増額を計上しております。

続きまして、青色申告会補助金、その下のたばこ小売組合補助金につきましては、税務申告等に寄与している青色申告会、また、たばこ税収入に寄与している出雲たばこ販売協議会へのそれぞれ活動補助金で例年と同額です。

続いて下のところです。項、戸籍住民基本台帳費、目、戸籍住民基本台帳費は、戸籍、それから住民基本台帳マイナンバー事務にかかる経費を計上しているものです。

まず最初、戸籍住民基本台帳経常管理費は、戸籍住民基本台帳マイナンバーシステム等事務にかかる事務経費を計上しております。

会計年度任用職員についてマイナンバーの取得率が50%を超えたところから、採用見送りによります職員の報酬を減額しております。

続きまして、予算書は50ページです。戸籍住民基本台帳臨時管理費は、戸籍システムへマイナンバー連携対応となることから改修費を計上しております。

戸籍関係電算管理費は、戸籍事務電算処理にかかる管理経費でシステムの負担金です。

続いて、住民基本台帳関係電算管理費は、住民基本台帳、マイナンバー事務、電算処理にかかる管理経費でシステムの負担金になります。

続いて、印鑑登録関係電算管理費も同様に、印鑑登録事務、電算処理にかかる管理経費です。

最後、一般旅券発給事務費につきましては、パスポートの発行にかかる事務経費です。

○総務課長（那須 忠巳）

続きまして、項、選挙費の方です。2つの選挙を予定しております。はじめ、知事・県議議会議員選挙ということで、それともう一つ下段の方、参議院議員選挙です。ずっと選挙のことが続きます。予算書めくってもらいまして、52ページの方。最下段の方の町議会議員選挙は皆減となります。

なお、先ほど説明しました知事・県議選につきましては、準備とか期日前のということで3月分のみを計上しております。

○まちづくり推進課総括監（門脇 貴子）

目、統計調査費です。こちらは統計調査に関する経費となります。学校基本調査などにかかる経費を計上しております。

○総務課長（那須 忠巳）

続いて、項、監査委員費、目、監査委員費ですけども、監査に関する経費でありまして昨年とほぼ同額です。

ページめくっていただきまして54ページ。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

概要説明書は18ページです。款、民生費、項、社会福祉費、目、社会福祉総務費。人件費、電算管理及び社会福祉関係の負担金、補助金と特別会計の操出金が主なものです。

社会福祉総務経常管理費は、事務費及び事業費で前年度よりも減額です。

長寿お祝い事業。長寿をお祝いする事業で前年度より減額としております。県、国から100歳のお祝いがあることから町としてのお祝いを米寿のみとしたために減額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、消費者対策経常管理費は、特殊詐欺等防止など諸課題に対応するために活動を行う町消費者問題研究協議会等の開催経費です。

続きまして、人権啓発活動事業につきましては、人権擁護にかかる意識向上啓発にかかる活動経費で、事務消耗品、各種団体の負担金を見込んでおります。

続きまして、行路病者扶助費につきましては、行路病者の救護、救済にかかる経費で、交通費の扶助を計上しております。

続きまして、国民年金経常管理費は、国民年金事務にかかる郵送料等の事務経費。

それから、国民年金電算処理委託費につきましては、国民年金事務電算処理にかかる管理経費でシステムの負担金です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

社会福祉協議会補助金は、社会福祉協議会への補助金委託金等で、職員体制の変更により前年度より増額です。

民生児童委員協議会活動費。民生児童委員33名分の報償費と活動費、研修費等です。令和4年度は改選の年でもありまして、推薦会などの経費も含め前年度より増額です。

ここから概要説明書は19ページになります。国保会計操出金は、特別会計で説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、各種負担金は、雲南地区保護司会への負担金を計上しております。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

ボランティアセンター活動費は、社会福祉協議会への委託事業で人件費の増により前年度より増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、男女共同参画推進事業は、男女共同参画活動団体への活動補助金を例年どおりの額で計上しております。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

高齢者世帯等住宅緊急除雪費補助金交付事業は、屋根や進入路の除雪費用を補助するもので、過去の実績に伴い減額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書55ページをお願いします。特別弔慰金等支給事業につきましては、第11回特別弔慰金申請、令和2年4月から令和5年3月までですが、この申請にかかる事務経費を計上しております。

○福祉事務所長（安部 農）

特別弔慰金の下、生活困窮者自立相談支援事業につきましては、相談支援員の人件費等に加えて、住宅確保給付金及び新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金について見込み値を計上しておりまして前年度より増額です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

外出支援タクシー助成事業です。介護予防を目的に外出支援の一環として、免許返納者や免許を持たない方へのタクシー費用助成で、利用者の増で前年度よりも増額です。

○基幹支所長（和田 真一）

目、社会福祉施設費です。保健福祉センター経常管理費につきましては、保健福祉センターの管理事務費、光熱水費等です。

同じく、保健福祉センター臨時管理費ですが、主なものとして、病院への玄関、渡り廊下等々の屋根の改修工事を予定しております。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

来島保健センター経常管理費です。来島保健センターの経常的な管理費で、委託料の減により前年度よりも減額です。

続いて、予算書56ページです。高齢者生活福祉センター経常管理費は、社会福祉協議会への指定管理料で前年度とほぼ同額です。

○まちづくり推進課長（藤原 清伸）

上赤名介護予防拠点施設経常管理費につきましては、こちらの施設の指定管理料でありまして、例年どおりの予算額となっております。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

来島高齢者冬期宿泊センター経常管理費は、冬期間の生活の場として、社会福祉協議会へ委託している事業で、前年度とほぼ同額です。

来島高齢者冬期宿泊センター臨時管理費は、新規事業です。照明のLED化の工事に伴うもので来島診療所の同様の工事に伴いこちらのセンターも実施いたします。

続いて、目、老人福祉費は、高齢者福祉事業にかかる経費です。老人福祉臨時管理費は、新規で、赤名ファミリーケアセンターまんでんの家のエアコン修繕と施設屋外のフェンス修繕のための増額です。

老人保護措置費は、町内の施設に56名、それから町外の施設に3名分の措置費で、扶助費の増で前年度よりも増額です。

老人クラブ連合会活動費。老人クラブ活動補助金で前年度とほぼ同額です。

老人短期入所事業。養護老人ホーム琴引の里への委託事業で、在宅高齢者が短期的に利用し、生活支援を受けるもので利用実績に伴い前年度よりも増額です。

ここから概要説明書が21ページになります。配食サービス事業は、在宅の高齢者に食生活の改善や、ボランティアなどによる見守り支援をおこなうもので利用実績から前年度よりも増額です。

高齢者の生きがいと健康づくり事業は、老人クラブへ委託し、高齢者の健康づくりを促進するための事業で前年度とほぼ同額です。

在宅介護手当支給事業は、在宅介護の経済的負担軽減を図る事業で、利用者増で前年度よりも増額です。

介護保険利用者負担軽減措置事業は、利用者負担額を軽減した社会福祉法人への助成事業で、実績により前年度より減額です。

広域連合経常負担金（介護保険分）は、広域連合への負担金で、給付費の伸びがあり増額です。

次、予算書57ページになります。緊急通報電話事業は、在宅の単身高齢者等に緊急時の対応が速やかにおこなえるよう電話機一式を貸し出す事業で、設置実績は減少しておりますが管理費の値上げの影響で増額です。

地域包括支援センター運営事業は、高齢者の総合相談やその支援、それから介護保険関係の事業を専門職が担い運営するもので、人件費の増で昨年度よりも増額です。

成年後見制度利用支援事業は、成年後見制度にかかる支援事業で前年度と同額です。

後期高齢者医療広域連合負担金は、運営費市町村負担金で前年度よりも減額です。

ここから概要説明書が22ページになります。

後期高齢会計操出金は、特別会計で説明します。

認知症対策推進費は、認知症の理解を深め、地域で支えあうまちづくりのための事業費と推進員の人件費で前年度とほぼ同額です。

介護予防給付委託事業は、介護保険事業における介護予防サービス計画作成費で、2事業者へ委託料として払います。前年度とほぼ同額です。

介護予防普及啓発事業は、介護予防を目的とした事業費で、前年度とほぼ同額です。

在宅医療・介護連携事業は、医療と介護の連携を推進する事業で、前年度とほぼ同額

です。

生活支援体制整備事業は、生活支援コーディネーターの活動をとおして、地域課題に取り組む事業で、社会福祉協議会へ委託するもので、委託料の増により前年度より増額です。

地域ケア会議は、地域のケアサービスを担う関係者の会議に伴う経費で、前年度とほぼ同額です。

地域リハビリテーション活動支援事業は、通いの場、サロン等へ専門職を派遣し、介護予防に関する普及啓発を行う事業で、前年度とほぼ同額です。

ここから概要説明書が23ページになります。地域介護予防活動支援事業は、公民館等で町民を対象に行う介護予防活動に関して支援する事業で、需用費の増で前年度よりも増額です。

○福祉事務所長（安部 農）

予算書58ページです。目、障がい者福祉費。障がい者福祉費経常管理費は、障害福祉全般に関する費用で、システム保守料となり前年度とほぼ同額です。

障がい者福祉費臨時管理費は、制度改正にかかる障がい者福祉システムの改修費となり前年度より増額です。

福祉医療助成事業は、対象者の医療費を助成していますが、前年度実績に伴い減額です。

自立支援医療給付費は、更生医療や育成医療等支給しておりますが、前年度実績に伴い増額です。

人工透析患者支援事業は、医療費と交通費の一部助成と、通院患者送迎支援事業ですが、実績に伴い燃料費、修繕料等増額し、前年度より増額です。

障がい者広域施設運営費負担金は、児童デイサービスの負担金ですが、前年度とほぼ同額です。

ここから概要書は24ページになります。障がい者地域支援事業は、地域活動支援センターや相談支援事業、日中一時支援事業の委託料やストマの給付等おこなっていますが、実績に伴い扶助費の増額、あわせて移動支援事業の拡充に伴い前年度より増額です。

特別障がい者手当支給事業は、8名分の手当を計上しておりますが、新規見込みも計上し前年度より増額です。

障がい者通院・医療費支給事業は、医療費と交通費の一部助成を行っておりますが、通院費の増加に伴い前年度より増額です。

障がい者介護・訓練等給付費は、居宅介護などの訪問系、就労継続支援などの日中活動系等障がい者へのサービスを実施しておりますが、実績に伴い前年度より増額です。

身体・知的障がい者相談員委託事業は、2名分の委託料を計上しており、前年度と同

額です。

次、59ページになります。小児慢性特定疾患児日常生活用具給付事業は、対象の方へ日常生活用具を給付する事業で、前年度と同額を計上しております。

障がい児通所支援事業は、児童発達支援など障がい児へのサービスを実施していますが、前年度の実績に伴い増額です。

難聴児補聴器購入費助成事業は、補聴器の購入助成事業で、前年度と同額を計上しております。

障がい者福祉施設整備事業は、社会福祉施設等施設整備費の国県補助金に申請しております株式会社あゆみのB型事業所につきまして、町補助負担見込み分を計上しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書59ページの下、概要書は25ページです。項、児童福祉費、目、児童福祉総務費。こちらは、子ども若者支援や縁結び支援等にかかる経費をあげているものです。

まず最初は、児童福祉関係電算管理費は、児童手当事務等電算処理にかかる管理経費でシステムの負担金です。

続きまして、青少年健全育成協議会助成金は、子どもの非行防止健全育成にかかる活動をおこなう町青少年育成会議への活動補助金です。

続いて予算書60ページをお願いします。子ども・子育て支援対策事業は、子育て支援事業実施経費、また子育て世帯支援にかかる補助金等を計上しております。

出産祝い金、第3子以降世帯給付金等の補助金、それから子育て世帯生活用品の給付にかかる経費に加え、令和4年度新規事業としましてこども広場を来島に整備する工事費を計上しております。

続きまして、出会い創出事業は、独身者の出会い、結婚支援にかかる事業経費です。イベント開催経費などコロナ禍を見据え、令和3年から減額しております。

それから、保育士確保対策事業につきましては、町内の保育士確保のため、資格取得のための就学、及び町内就職にかかる助成金を支給しております。令和4年度就学中3名、新規2名、就職2名を想定して計上しております。

○福祉事務所長（安部 農）

子ども若者支援事業は、不登校や引きこもりなど社会生活を営むうえで困難を要する子ども、若者に対して、専任の相談員を配置し、居場所の確保や就労体験などの支援に要する費用を計上し、前年度より減額です。

子ども家庭総合支援拠点運営事業は、子どもとその家庭及び妊産婦を対象に専門的な相談や調査、訪問等による継続的な支援を関係機関と情報共有しながら、一体的な支援

を行うもので、町長の所信表明にもありましたが、新規事業として子ども家庭支援員の
人件費等を計上しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書61ページ、概要書は26ページです。目、児童措置費。こちらは児
童手当にかかる経費で、児童手当費は児童手当支給にかかる手当費、事務経費を計上し
ております。児童手当費延べ4,653名分を計上しております。

続きまして、目、児童福祉施設費。こちらは主に保育所運営にかかる経費になります。
保育所共通経常管理費は、保育事務保育所運営にかかる管理経費で、消防設備の点検、
AEDの使用料それから電算処理システムの負担金等を計上しております。

続いて、保育所共通臨時管理費は、保育所の施設修繕工事等にかかる経費で、詳細に
つきましては概要書の26ページにあげております。また、加えて新型コロナウイルス対
策にかかる用品の購入を補助事業を活用しておこなうよう計上しております。

続きまして、町立保育所業務委託につきましては、保育所運営にかかる業務委託料で、
育児休暇の復帰の職員、それから最低賃金の見直しに加え、保育士、保育士等職員の処
遇改善に伴う増額で2,100万円余を増額して計上しております。

○福祉事務所長（安部 農）

次62ページです。ここから概要説明書は27ページになります。目、母子父子福祉費。
児童扶養手当支給事業は、32名見込み分の手当を既に計上しておりますが、前年度とほ
ぼ同額です。

特別児童扶養手当事務事業は、事務費の計上ですが、前年度と同額です。

母子生活支援施設入所事業は、施設入所等の移設事務費や生活諸費を助成する事業で
すが、前年度と同額です。

母子家庭自立支援給付金事業は、ひとり親家庭などの就労を支援する事業ですが、前
年度と同額です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

子ども等医療費医療費助成事業は、出生から18歳までの医療費の助成で、（聞き取り不
能）の増で前年度よりも増額です。

○福祉事務所長（安部 農）

項、生活保護費、目、生活保護総務費。生活保護経常管理費は、システム保守費や事
務費ですが、レセプト管理システム保守費の増額に伴い前年度より増額です。

生活保護臨時管理費は、社会福祉主事の研修負担金、旅費等を1名分計上しており、
前年度より増額です。

次、予算書63ページになります。目、生活保護推進費。適正実施推進事業は、レセプ
ト点検員の人件費ですが、前年度とほぼ同額です。

ここから概要書は28ページになります。目、生活保護扶助費。生活扶助費は、生活保護の医療扶助費等各扶助費を計上しておりますが、実績に伴い前年度より増額です。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

款、衛生費、項、保健衛生費、目、保健衛生総務費です。予算書64ページをお願いいたします。こちら保健衛生総務費は、地域保健や保健衛生にかかる特別会計などの経費です。保健衛生総務経常管理費は、健康づくり活動に必要な経費で、健康管理システムの改修による委託料の増で前年度よりも増額です。

地域保健推進事業は、地域ぐるみで健康づくりに取り組む事業で、報償費の増で前年度よりも増額です。

食生活改善推進事業は、食生活改善に取り組む事業や推進協議会活動費で前年度よりも減額です。

簡易水道事業会計補助金、介護保険サービス事業会計繰出金、下水道事業会計補助金は、いずれも特別会計で説明いたします。

次から、概要説明書は29ページになります。医療従事者確保対策事業は、将来飯南町の医療福祉に従事する学生支援と就労時の支度金で、介護職員の不足から介護福祉士の募集枠を広げたこと、また就業支度金対象者が令和4年度が多いことから前年度よりも増額です。

地域包括ケア推進事業は、推進局活動費、それから福祉施設協議会補助金等で、前年度とほぼ同額です。

骨髄移植ドナー支援事業は、ドナー登録にかかる費用の助成で前年度同額です。

続いて65ページです。目、予防費。こちらは、感染症や疾病予防に関する経費です。

感染症予防事業は、感染予防に関する事業で、子宮頸がんワクチン接種の積極的勧奨の再開で委託料の増により、前年度よりも増額です。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、狂犬病予防事業です。狂犬病予防接種にかかる事務経費で、令和4年度から獣医師の報償金の支払い方法を変更しております、これに伴いまして手数料それから歳出の方も両方とも増額になっています。

○保健福祉課長（小玉 千恵）

次に、こころの健康づくり推進事業は、こころの健康づくりに関する事業で前年度よりも減額です。

ここから概要説明書は30ページになります。新型コロナウイルスワクチン接種対策事業は、ワクチン接種にかかる委託料、報酬等で、需用費それから備品購入費の減で前年度よりも減額です。

続いて、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業は、新規事業です。後期高齢

者の介護予防と健康づくりを一体的に実施する事業で、後期高齢広域連合からの受託して行うもので、需用費と人件費が主なものです。人件費分は、保健師人件費にも充当しています。

続いて、予算書66ページです。目、健康増進事業費です。こちらは健康増進にかかる事業経費です。健康増進事業健康教育は、各種健康教室の開催で、需用費の増で前年度よりも増額です。

健康増進事業健康診査は、各種健康診査の経費で委託料の減により、前年度よりも減額です。

歯科保健対策事業は、歯科保健に関する事業の経費で、ほぼ前年度並みです。

続いて、目、母子衛生費です。乳幼児健診、育児支援にかかる経費です。乳幼児健康診査事業は、1歳6ヶ月健診、3歳児健診にかかる経費で、まとめて計上しております。令和4年度から視力検査を視能訓練士にお願いするなどの報償費の増で、前年よりも増額です。

育児等健康支援事業は、妊娠期から母子健康管理と育児支援、不妊治療の助成などの経費で委託料を乳幼児健康診査事業に移したことで前年度よりも減額となっています。

子育て世代包括支援センター運営事業は、センターの運営経費で、主に子育て支援員の報酬や委託料、それから扶助費でほぼ前年度並みです。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、予算書67ページをお願いします。目、火葬場費です。町営火葬場経常管理費は、町営火葬場の管理運営経費で、今月中に水道接続が完了する見込みであり、水道使用料を増額しております。

続きまして、町営火葬場臨時管理費につきましては、経年劣化や故障等により修繕を要する送風設備、台車、焼却炉等の修繕工事を予定しております。

続きまして、雲南市・飯南町事務組合負担金（斎場）につきましては、三刀屋斎場運営にかかる、雲南市・飯南町事務組合の負担金です。

続きまして、予算書は68ページをお願いします。

○病院事務長（高橋 克裕）

では、68ページ。目、病院費です。病院事業への操出金となる飯南町病院事業会計補助金、それと飯南町病院事業会計出資金。これにつきましては、企業会計の方で説明します。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、保健施設費です。こちらは、加田の湯、ラムネ銀泉などの健康増進施設にかかる経費です。健康増進施設経常管理費は、加田の湯管理運営にかかる経費で、指定管理料は令和3年度当初と同額1,200万円を計上しております。

続きまして、健康増進施設臨時管理費については、屋外灯油タンクの取り替えや高圧区分開閉器の更新など修繕が必要な箇所の工事費を計上しております。

○基幹支所長（和田 真一）

続きまして、概要書32ページです。健康増進施設頓原ラムネ銀泉経常管理費。指定管理料で前年と同額です。

健康増進施設頓原ラムネ銀泉臨時管理費につきましては、貸し切りのできる家族風呂が二つございますけども、そちらへの通路に屋根がございません。アプローチへの屋根の新設工事を予定しております。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、目、環境衛生費です。こちらは環境保全や、墓地の運営にかかる経費をあげております。環境衛生経常管理費は、環境保全にかかる事務経費で河川水質維持のための検査委託料を例年どおり計上しております。

続きまして、町営墓地計上管理費は、町営墓地の維持管理経費で、水道料になります。

続いて、予算書69ページをお願いします。項、清掃費、目、清掃総務費。こちらは環境美化にかかる経費になります。清掃総務経常管理費は、環境美化、ごみ処理対策にかかる事務経費です。町道通行規制に伴う程原地区のごみ収集作業報償金を増額しております。

続きまして、目、塵芥処理費。こちらはごみ処理にかかる経費で、雲南市・飯南町事務組合経常負担金は、ごみの共同処理にかかる雲南市・飯南町事務組合の負担金です。雲南エネルギーセンターでの統合処理に伴います負担金を増額しております。

それから、目、し尿処理費です。広域連合経常負担金環境衛生分につきましては、し尿処理にかかる雲南クリーンセンター施設維持管理負担金で、令和3年度の実績により減額しております。

○議長（早樋 徹雄） 説明の途中ですが、ここで休憩をいたします。15時20分再開いたします。

午後 3 時 09 分休憩

.....
午後 3 時 19 分再開

○議長（早樋 徹雄） 本会議を再開いたします。引き続き歳出について説明を求めます。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 議長。

○議長（早樋 徹雄） 藤原産業振興課総括監。

○産業振興課総括監（藤原 一也） 番外。

それでは、引き続き予算書69ページ、下段です。

款、農林水産業費、項、農業費、目、農業委員会費。農業委員会費は、農業委員及び農地利用最適化推進委員各14名の報酬、及び農業委員会、農業者年金の事務運営にかかる運営経費及び各種団体への負担金の計上をしております。

予算書70ページ、概要書は33ページになります。目、農業総務費。農業総務費は、雲南農業振興協議会など農業関連組織への負担金です。例年並みの予算計上です。

予算書は、71ページ。目、農業振興費。農業振興費は、水田、園芸振興、担い手対策などにかかる経費です。まず、農業振興経常管理費は、会計年度任用職員2名分の手当で、1名分増額した予算を計上しております。

続いて、農業振興臨時管理費は、今年度から委託契約する飯南町農業振興アドバイザーへの委託料です。農林水産技術研究所へ委託しており農業関係の技術指導、農業農工大学、JAとの産官学連携の調整などに取り組んでいただいております。予算については今年度は6月補正で計上しており、当初比で皆増ですが本年度と同額を計上しております。

続いて、農作物鳥獣被害防止事業は、例年に引き続き町内での鳥獣被害対策を進めるものです。猟友会と連携した有害鳥獣捕獲、クマの柵捕獲対応などにかかる経費です。有害鳥獣捕獲にかかる経費は、例年、前年度の捕獲実績を踏まえ計上しており、今年度はイノシシの捕獲数が減少しておりますので、前年度より減額としております。

続いて、園芸振興対策事業は、野菜や果樹など特産園芸作物の振興にかかる経費です。引き続きiマルシェ号による産直便の運行、産直市を通じた地産地消の取り組み支援、町振興作物のブランド化などに取り組めます。来年度は特に町振興作物のブランド化に向けた取り組みを強化するとともに、新たに県推奨品目である白ネギの生産拡大に必要な機械の導入を支援します。

続いて、中山間直接支払い事業については、平野部との生産正確さを是正する交付金であり例年並みの予算計上です。

続いて、農業資金支援対策事業は、農業担い手が経営改善を図るための借入金の利子補給する事業です。

概要書は34ページになります。農業用廃棄物適正処理対策事業は、農業用廃プラスチック処理助成で、いずれも例年並みの計上です。

続いて、売れる米づくり事業は、エコロジー米生産推進協議会を通じ、町産米の品質向上、販売促進のための経費です。来年度は特に飯南米の販売促進にかかる経費を増額しており、飯南米のブランド化に向けた都市部でのPR活動を強化します。

続いて、農地利用集積円滑化事業は、農地利用円滑化事業を活用した地権者の賃借料を計上しております。

続いて、産地確立推進事業は、そばの産地化推進に伴う直接支払い交付金の補填経費で、いずれも例年並みの計上です。

続いて、予算書72ページになります。環境保全型農業直接支援対策事業は、環境保全農業に取り組む農業者に対する交付金で例年並みの予算計上です。

経営所得安定対策直接支払推進事業は、経営所得安定対策交付金の交付事務にかかる経費を計上しております。

続いて、人・農地問題解決加速化支援事業は、人・農地プラン検討会の開催経費で、例年並みの計上です。

続いて、担い手育成総合支援事業は、園芸担い手確保のために新規就農者に対する施設機械導入支援、借入金の利子補給の経費です。本年度まで機械導入などの支援がありましたが、来年度は要望がないことから利子補給のみの予算となっております。

続いて、リースハウス団地整備事業。こちらは新規就農者の初期投資負担の軽減を図るためのリースハウス整備の経費です。本年度は、計画の谷まで事業がありませんでしたが、来年度から再開し、上赤名にパプリカの栽培ハウス4棟の整備経費を計上しております。

続いて、機構集積協力金交付事業。こちらは農地中間管理機構をとおした集積協力金で、例年並みの計上をしております。

概要書は35ページになります。多面的機能支払い事業。こちらは農地維持など共同活動を行う集落等を支援する交付金で、例年並みの予算計上です。

続いて、農業次世代人材投資事業は、新規就農者を支援するための交付金です。

続いて、地域おこし協力隊活動事業農業は、ファームアシスト飯南への協力隊1名の配置分の支援経費を計上しております。

続いて、認定農業者機械等整備支援事業は、経営規模の拡大、生産コストの低減を目指す意欲ある農業者の機械導入を支援するための補助金です。来年度はいちけいさいが水田除草に活用するホバークラフトを導入する予定です。

続いて、目、農業施設費。農業施設費は、町有農業関連施設の維持管理にかかる経費です。まず、農業活性化センター経常管理費、農林会館経常管理費は、施設の水光熱費等の維持管理費で例年並みの計上です。

○総務課長（那須 忠巳）

続いて、農村環境改善センター経常管理費は、赤名の改善センターのことですが、例年と同様でございます。

○基幹支所長（和田 真一）

続いて、農村環境改善センターみせんの経常管理費です。施設の管理費、光熱水費等です。

同じく、農村環境改善センターみせん臨時管理費につきましては、主だったものとして新型コロナウイルス対策として、和式のトイレを洋式化する工事が主なものです。

○住民課長（永井 あけみ）

続きまして、高橋生活改善センター経常管理費です。高橋生活改善センターの施設管理経費です。昨年12月より地元の農業支援法人の利用申請が出ておりまして、施設利用契約によります光熱水費と使用料を増額しております。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて、農産物加工処理施設経常管理費は、指定管理料と例年並みの施設管理費を計上しております。

続いて、農産物加工処理施設臨時管理費につきましては、合併処理浄化槽が老朽化しており、それを修繕するための経費を計上しております。

続いて、育苗センター整備事業につきましては、老朽化した育苗施設の更新、借用していたハウスを取得するための経費を計上しております。

続いて、目、畜産業費。畜産業費は、畜産振興にかかる経費です。まず、畜産センター経常管理費は、主に畜産センターの借地料で例年並みの計上です。

続いて、畜産センター臨時管理費は、畜産センターに設置されております「しまね和牛の本場」と書かれた大型PR看板を修繕するための経費を計上しております。

続いて、堆肥センター経常管理費は、センター用地の借地料が主なもので、例年並みの計上です。

続いて、予算書の方は74ページになります。堆肥センター臨時管理費。こちらにつきましては、老朽化した堆肥を拡散するスクープの部品を交換するための経費を計上しております。

続いて、畜産共進会開催事業は、県、町共進会の開催経費補助です。

続いて、優良牛確保対策事業は、保留導入をおこなう農家への奨励金で、例年並みの計上をしております。

続いて、乳用牛生産振興事業は、来島牧場の生産拡大のための施設整備補助金で、来年度は牛舎整備、機械設備導入のための経費を計上しております。

続いて、全共出品対策事業は、本年10月に開催される鹿児島全共に向けた町内での候補牛の飼育管理、巡回指導、大会参加など、出品対策にかかる経費を計上しております。

各種負担金については、畜産関係、協議団体等の負担金を例年並みに計上しております。

続いて、下赤名放牧場経常管理費は、牧場の借用地で例年並みの計上をしております。

概要書は37ページになります。目、農地費。農地費は圃場整備や農道改良にかかる経費を計上しております。まず、ふるさと水と土保全対策事業は、基金利子の積立金です。

各種負担金につきましては、島根県農業農村整備推進協議会等への負担金であり例年並みの予算計上をしております。

続いて、下水道事業会計補助金農業集落排水につきましては、企業会計で説明いたします。

続いて、中山間地域総合整備事業は、県の行う圃場整備や農道改良に伴う負担金が主なものです。

続いて、農業基盤整備促進事業は、町が行っております飯南第2地区の圃場整備事業費を計上しております。

続いて、農業競争力強化農地整備事業は、琴麓野萱地区の圃場整備にかかる負担金と、長谷地区の計画策定にかかる負担金が主なものです。

続いて、農地耕作条件改善事業は、加田地区の用水路整備と換地業務にかかる予算を来年度は計上しております。

○建設課長（森山 篤）

続いて、目、農道費です。概要書38ページです。農道費は、農道の維持管理費、改良費を計上する費目です。

農道経常管理費は、飯石広域農道の除草等作業委託費等、例年並みの計上経費です。

農道保全対策事業は、県によります真木張戸基幹道路整備費の町負担金を計上しております。

○基幹支所長（和田 真一）

続いて、目、国土調査費です。国土調査事業補助事業につきましては、八神、志津見、頓原合計の5地区につきまして、測量業務の委託、一筆調査等を行うものでございます。

国土調査事業単独事業につきましては、会計年度任用職員の報酬、それから町区の再国調、それから6年計画で行っております買収未登記処理の4年目ということで計画いたしております。

各種負担金につきましては、全国国土調査協会への負担金です。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて予算書77ページ。項、林業費、目、林業総務費。林業総務費は森林組合への賦課金と保安林の管理にかかる経費を計上しております。

続いて、目、林業振興費。林業振興経常管理費は、主に森林国営保険料と林地台帳システムの保守料で、例年並みの予算計上をしております。

続いて予算書78ページ。森林整備地域活動支援交付金事業は、森林経営計画を作成するために必要な所有者や境界の確認、各種調査や間伐実施の所有者の同意取りつけ等にかかる経費の補助を計上しております。

概要書は39ページになります。木質バイオマス推進事業は、未利用材買取補助金にか

かる経費と、新たなものとして原木ストックヤード整備工事にかかる経費と、畜産おが粉価格安定対策交付金を計上しております。

続いて、森林経営管理制度推進事業は、新たな森林管理システムによるモデル団地の選定と、森林環境譲与税を活用した森林整備を推進するものです。

続いて、森林活用地方創生推進事業は、町産材の販路拡大や情報発信に取り組むとともに、地域商社の経営基盤の強化のため、製材所への協力、支援や、森林施業等の事業展開についての計画や人材育成プログラムの開催、町内教育機関と連携した林業に関する事業を、高校から小中学校に拡大し、インターンの受け入れなど将来の林業6次産業化の人材育成を行うための林業魅力化プロジェクトへの委託料です。

続いて、町産材住宅活用促進事業は、新たな事業として町内産の木材を10m³以上使用した新築住宅に対し、補助金を交付するための事業です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、目、林道費。林道費は林道に関する経費を計上するものです。令和4年度は各種負担金、島根県森林土木協会への負担金等例年並みの計上です。令和3年度は、林道草峠線における落石対策工事の方、予算計上しておりましたが、4年度は実施がないということで対前年1千万円予の減額となっております。

○産業振興課総括監（藤原 一也）

続いて、目、造林費。造林費は4つの事業を活用して計画的な森林整備を進めます。

まず、町行造林事業補助は、植栽、下刈り、切捨間伐などを行い、森林整備協定事業補助は、斐伊川流域の森林整備を出雲市と協定により実施する事業です。

公社造林事業は、林業公社の受託事業として、保育間伐、搬出間伐をするものです。

概要書は40ページになります。各種負担金は、各種協議会等への負担金を計上しております。

ふるさとの森再生事業は、森林作業道補修が主な事業費です。

続いて予算書79ページ。款、商工費、項、商工費、目、商工総務費です。商工総務費は、主に人事管理的な経費です。

続いて、目、商工振興費。商工振興費は、商工振興にかかる経費で、最初に商工会事業補助金は、商工会への例年どおりの補助金に加え、今年度トイレ改修にかかる経費助成が増となっております。

続いて、中小企業制度融資資金事業は、島根県中小企業制度融資預託金と制度補助金です。

続いて、各種負担金と誘致企業支援事業は、経常的な経費を例年どおりの予算で計上しております。

予算書は80ページになります。商業活性化重点支援事業は、昨年度から支援していま

す事業承継推進員の設置にかかる商工会への補助金です。

概要書は41ページになります。大しめなわ創作館経常管理費は、注連縄企業組合への指定管理料が主なものとなっております。

続いて、創業支援事業は、小規模新商品開発支援事業や新産業創出支援事業補助金などの支援事業を例年並みの予算計上しております。

続いて、目、観光費。観光費は、施設や観光振興にかかる経費を計上しております。

憩いの郷衣掛経常管理費は、指定管理料と、主に消防設備点検等の管理経費です。

憩いの郷衣掛臨時管理費は、老朽化施設の修繕にかかる経費を今年度も計上しております。内容については概要のところをご覧ください。

観光農園経常管理費は、指定管理料と経常的な経費で例年並みの計上をしております。

観光農園臨時管理費は、新たなものとして今年度りんご園周辺の伐採と老朽化した農薬散布機、乗用の草刈り機の更新を予算計上しております。

観光ボタン園経常管理費は、指定管理料とぼたん祭実行委員会補助金及び借地料を計上しております。

概要書は42ページになります。酒づくり交流館経常管理費は、指定管理料とエアコンリース料等、例年並みの計上をしております。

酒づくり交流館臨時管理費は、昨年指定管理者からの報告であった煙突の修繕にかかる調査、及び修繕費をこちらで計上しております。

予算書は81ページになります。琴引スキー場周辺施設管理事業は、スキー場、山荘、やまなみ周辺の環境整備作業委託費です。

各種負担金は、観光及び自然公園関係各種団体への負担金を例年並みで計上しております。

続いて、交流事業は、輝けイレブン町村フェスタ等例年並みの計上を行っております。

続いて、観光施設維持管理事業は、琴引き登山道の管理委託料とチャレンジオフィスの維持管理費です。例年並みの計上です。

続いて、琴引スキー場外経常管理費は、例年どおりの琴引ビレッジ山荘の指定管理料と、経常経費を計上しております。

続いて、琴引スキー場外臨時管理費は、リフト、製氷器等の必須項目メンテナンスと、琴引ビレッジ山荘の老朽化施設の修繕にかかる費用を計上しております。

続いて、森林セラピー推進事業は、主に観光協会への森林セラピー事業の運営委託を計上しております。

概要書は43ページになります。ふるさとの森施設経常管理費は、主に「もりのす」の指定管理料と、山野草園、セラピーロード、キャンプサイドの維持管理経費です。

続いて、ふるさとの森臨時管理費は、老朽化した施設整備の修繕を計上しております。

続いて、飯南町交流物産館経常管理費は、主に指定管理料と、経常的な経費を計上しております。

続いて、飯南町情報発信事業は、販路拡大イベントにかかる事業費を計上しております。

続いて、地域おこし協力隊活動事業観光は、大しめなわ創作館2名、観光協会1名、事業承継ジビエ1名の計4名の協力隊の活動費をこちらで計上しております。

予算書は、82ページになります。観光協会運営事業。こちらは、観光協会への運営補助金ですが、新たな取り組みとしまして、町内事業者の商品を取り扱ったネットショップサイトの立ち上げにかかる経費を新たな事業費としてプラスしております。

続いて、大しめ縄の町ブランド推進事業は、小学校しめ縄体験、町外PR、技術伝承者の育成のための委託経費を例年並みに計上しております。

続いて、道の駅頓原経常管理費は、例年並みの指定管理料と、経常的な管理費を計上しております。

概要書は44ページになります。道の駅頓原臨時管理費は、老朽化した施設の修繕費を計上しております。内容については概要書をご覧ください。

道の駅赤来高原経常管理費は、例年並みの指定管理料と、経常的な経費を計上しております。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、土木費、項、土木管理費、目、土木総務費です。土木総務費は、人件費や負担金等、総務的経費を計上しております。

土木総務臨時管理費は、建設業担い手確保対策事業、除雪機械運転資格取得支援補助金につきまして、引き続き実施いたしまして、担い手確保の支援を行ってまいります。

各種負担金は、各期成同盟会等負担金で、前年並みの負担金を計上しております。

次に予算書83ページ、項、道路橋梁費、目、道路橋梁総務費です。道路橋梁総務費は、道路台帳管理や除雪費用、及び県道等改良工事の負担金を計上しております。

道路橋梁総務経常管理費は、前年同額の事務費計上です。

県道等改良負担金は、県単急傾斜地崩壊対策事業の負担金、そして神戸川受託事業として町道町裏西線の改良工事を県へ委託する負担金を計上しております。

道路台帳整備費は、新規の★印が付いておりますが、3年に1度整備をするもので、この経費を計上しております。

概要書は45ページになります。次に、目、道路橋梁維持費です。こちらは道路橋梁の維持管理費を計上する費目で、道路橋梁維持経常管理費は、町道の除草、道路照明管理等、昨年に比べて500万円余増額となっておりますが、事務費でございます。

次、道路橋梁維持臨時管理費は、前年同額の町道における応急修繕費を計上しており

ます。

道路除雪事業は、除雪車両の維持経費、そして除雪作業委託費で、例年並みに組んでおります。

次に、新規ですが、除雪機械整備事業補助につきましては、更新計画に基づきまして4年度は、平成元年に購入いたしました11 t級の車両1台を更新するとともに、赤来地域における極少箇所対応のため5 t級の除雪車を新規購入するものです。

予算書の方84ページです。道路維持修繕工事は、こちらも例年並みの維持修繕工事費を計上しております。

水力発電周辺地域交付金事業は、平成30年から実施しております長谷地内の頓原長谷線の舗装修繕を引き続き実施をするものです。

続いて、道路除雪事業施設整備は、新規事業として、これまで除雪車を保管する車庫が不足しておりました。頓原地域において、頓原農村環境改善センター横に整備するための費用計上です。

概要書は46ページになりまして、法面等災害防除事業につきましては、こちらも新規です。道路の法面修繕工事の測量調査設計業務を委託するもので、小田地内で2か所、八神地内で2か所、実施するための計上です。

続いて、トンネル長寿命化事業補助は、5年に一度実施しております獅子谷トンネルの長寿命化点検を実施するための費用です。

次に、目、道路橋梁新設改良費です。こちらは道路の新設改良にかかわる経費を計上する費目で、町道新市赤名線整備事業交付金につきましては、測量設計業務委託費の計上です。

町道八神千原線整備事業は、第7工区の工事を引き続き実施するための費用計上です。

町道リフレッシュ事業地方特定につきましては、舗装改修等を実施するための費用で、4年度については、災害普及を優先するという事で、対前年2千万円の減額という予算組をしております。

町道栗屋谷西線整備事業交付金と、町道三日市中央線整備事業交付金につきましても災害復旧を優先するために4年度は電柱等移転の補償費、そして用地買収費の計上をしております。令和3年度において、町道松本頓原線ほか2路線の道路改良事業が完了したことと、災害復旧を優先するために町道長谷頓原線の改良工事、4年度について休止するということで対前年比で大きく減額となっております。

次に予算書85ページになります。項、河川費、目、河川総務費です。河川総務費は河川維持管理に関わる経費を計上する費目です。河川総務経常管理費につきましては、昨年同額の維持管理費を計上しております。

河川浄化対策事業は、県管理河川、頓原川・小田川・赤名川に関する（聞き取り不能）

事業経費、前年と同額です。町管理河川の河川内の土砂を取り除く緊急浚渫事業を実施するための費用、こちらは500万円余増額となっております。

概要書の方は47ページになります。次に、項、都市計画費、目、公共下水道費。下水道事業会計補助金公共下水道につきましては、企業会計の方で説明をいたします。

次に、項、住宅費、目、住宅管理費です。住宅管理に関わる経費を計上するもので、住宅管理経常事務費、公営住宅経常管理費、予算書、次の86ページの方、特公賃経常管理費、各種負担金につきましては、例年並みの経常的経費を計上しております。

続いて、住宅店舗リフォーム等助成事業につきましては、前年並みの計上でございますが、リフォーム費用助成につきましては、4年度から新築における下水道接続につきましても対象として下水道の接続率向上に繋げてまいりたいと思っております。

次の住宅新築資金等事業事務費につきましては、徴収に関わる事務経費を例年並みで計上しております。

次に、目、住宅建設費です。住宅建設、大規模修繕に関わる経費を計上する費目で、公営住宅建設事業につきましては、今年度から年次的に実施しております古城団地の修繕事業を実施するための費用で、4年度は30戸中の10戸について実施することとしております。3年度においては、県営赤名団地の取得事業がございました。その関係で令和4年度大幅な予算の減額となっております。

○防災危機管理室長（長島 淳二）

続きまして、款、項、消防費、目、常備消防費は、雲南地域1市2町の消防署に関わる経費です。

広域連合経常負担金（消防分）につきましては、人件費などの経常経費を1市2町の負担割合により計上しており、前年より約1,200万円の増額です。

広域連合臨時負担金（消防分）につきましては、消防署の施設や設備の整備などの臨時経費を1市2町の負担割合により計上しています。新年度は、新規事業として雲南消防署の救助工作車を更新する予定にしており、前年より約1,300万円の増額です。

目、非常備消防費は、町の消防団に関わる経費です。概要説明資料は48ページになります。

非常備消防経常管理費につきましては、前年までありました消防団員報酬及び消防協会等負担金の（聞き取り不能）を皆減し、こちらに費用を計上しております。また、団員の処遇改善による報酬の増額、処遇改善に伴う団員管理システムの使用料等の計上により前年より約1,400万円の増額です。

次のページです。非常備消防臨時管理費につきましては、消防設備の修繕等と団員の出勤報酬支払いに伴う出勤管理や報酬を個人口座に振り込むために、消防団管理システムを導入する予定にしており、その費用を計上しています。

消防団経常活動費につきましては、全分団による町内の防犯防火パトロールを実施する予定にしており、その費用約100万円を前年より増額しています。

消防団臨時活動費につきましては、消防操法大会の参加に伴う経費を例年並みに計上しています。

消防団員公務災害等補償基金掛金。消防団員福祉共済費。消防団員退職報償金につきましては、例年並みに計上しています。

目、消防施設費は、町の消防施設や設備の整備に関する経費です。消防設備整備単独事業につきましては、第4分団と第7分団の消防車両を更新する費用を計上しています。

次のページをご覧ください。目、災害対策費は、災害対策や防災に関する経費です。

災害対策経常管理費につきましては、防災士養成事業や災害対策費用保険などの費用を計上しています。

災害対策臨時管理費につきましては、自治区等の防災訓練等において、地図に危険箇所などを書き加えていただきましたので、その内容をハザードマップに記載する費用を新たに計上しています。

防災会議開催費につきましては、本年、町全体の防災訓練を行わないため前年より会議費を減額しています。

概要説明資料は49ページになります。防災行政無線経常管理費につきましては、例年並みの予算計上です。

防災行政無線臨時管理費につきましては、防災行政無線の屋外スピーカーなどのバッテリー交換費用、無線免許の更新費用、及び防災行政無線と告知放送を連動する機械の予備機を整備するための費用を計上しています。

防災情報システム負担金につきましては、例年並みの予算計上です。

管理不全空家等対策事業につきましては、特定空家等除却補助金を1件分計上しています。

○教育次長（石飛 幹祐）

続いて教育費をお願いいたします。予算書は88ページ、概要書は49ページです。

款、教育費、項、教育総務費、目、教育委員会費です。目の教育委員会費は教育委員会等の会議に関する経費が主なものです。事業について説明いたします。

教育委員会経常管理費は、教育委員会の開催にかかる経費で、教育委員会報酬がこの事業に統合されたため増額となっております。

続いて予算書は89ページをご覧ください。教育委員会臨時管理費は、新規事業で今後の飯南町の教育のあり方を検討するための検討委員会を開催することとしており、その開催経費となっております。

続いて目、事務局費です。目の事務局費は、教育委員会事務局の人件費、負担金など

に関するものです。事務局経常管理費から学校運営補助金までは経常的なものです。

事務局経常管理費は、事務局と会計年度任用職員に関する経常的な経費です。

外国青年招致事業は、外国語指導助手を中学校ごとに配置するための経費です。

飯南町教育研究会補助金は、教育研究会に対する補助金です。

飯南町PTA連合会補助金は、PTA連合会への補助金です。

概要書50ページをご覧ください。奨学基金管理事業は、奨学金貸与事務にかかる経費です。

各種大会運営事業は、中学校スキー大会等の開催にかかる助成金です。

学校運営補助金は、主として修学旅行や部活動にかかる経費を助成するものです。

派遣指導主事負担金は、島根県から派遣を受けている指導主事にかかる負担金です。

学習支援館運営事業は、中高生の基礎学力の向上や受験等を見据えた学習指導を行う公営塾である学習支援館を運営する事業で、その運営経費となっております。

地域おこし協力隊活動事業教育は、学習支援館の協力隊1名の活動費で、高校支援2名分の協力隊については令和4年度よりまちづくり推進課へ移行しております。

みらい人材育成事業は、基金を活用して世界で活躍できる人づくりを行うことを目的とした事業で、令和4年度は留学生と交流事業などを実施して青少年を対象とした人材育成を図る事業費を計上しております。

予算書は90ページをご覧ください。みらい人材育成基金積立金は、基金利子の積立です。

続きまして、目、教員住宅費です。目の教員住宅費は、教職員住宅の管理に関する経費です。

教員住宅経常管理費は、教員住宅の管理に関する経常的なものです。

教員住宅臨時管理費は、杉戸住宅の温水器の更新にかかる経費です。

続いて、項、小学校費、目、学校管理費です。予算書は91ページをご覧ください。目、学校管理費は、小学校の管理運営に関する経費です。

小学校共通経常管理費は、校務技術員の人件費、各種点検などを行うための費用です。

小学校共通臨時管理費は、各学校の修繕等にかかる経費で、主なものとしては頓原小学校の電話機修繕、志々小学校のエアコン設置、赤名小学校のプール循環ポンプの修繕、来島小学校の敷地地盤（聞き取り不能）調査をあげております。

概要書51ページをご覧ください。頓原小学校経常管理費です。こちらは学校の光熱水費等経常的な経費を計上しております。次にあります志々小学校、赤名小学校、来島小学校、八神トレセン・山村広場経常管理費まで、同様の施設管理のための経費を計上しております。

続いて各種負担金ですが、予算書は92ページをお願いいたします。各種負担金は、飯

南町小学校体育連盟に対する補助金です。

続いて、来島小学校通級指導教室経常管理費は、来島小学校通級指導教室の運営にかかる経費です。

続いて、目、教育振興費です。教育振興費は、小学校の教材費やサポーターなどの人件費、スクールバスにかかる経費など小学校における教育の推進にかかるものです。

学校医委託料は、学校歯科医等に対する報酬などです。

小学校教育振興共通経常管理費は、教材費やテストなどにかかる経常的な経費です。

小学校教育振興共通臨時管理費は、新規事業といたしまして、小学校へのICT支援員の派遣、また小・中学校の教職員に対するICT研修を実施する費用を計上しております。その他はデジタル教科書に関するものです。

概要書は52ページをご覧ください。頓原小学校教育振興経常管理費は、ふるさと教育の推進事業、スキー教室にかかる経費が主なものとなっております。志々小学校、赤名小学校、来島小学校の経常管理費についても同様のふるさと教育推進事業とスキー教室にかかる経費をあげております。

次に、頓原小学校教育振興臨時管理費です。こちらは特別支援教育サポーターと小学校の学校司書に関する人件費となっております。志々小学校、赤名小学校、来島小学校の臨時管理費についても同様の内容となっておりますが、来島小学校については1名の特別支援教育サポーターを増員しております。

予算書の93ページをご覧ください。要保護準要保護児童援助費は、要保護準要保護児童の就学にかかる援助費等です。

概要書は53ページをご覧ください。スクールバス整備費は、新規事業で、頓原小学校の通学に使用される29人乗りのスクールバス1台を更新するものです。

小学校スクールバス経常管理費は、町内各小学校のスクールバス運行に必要な経費です。

続いて、項、中学校費、目、学校管理費です。目、学校管理費は、中学校の管理運営にかかる経費です。

頓原中学校経常管理費は、頓原中学校の光熱水費など管理運営の経常的な経費です。

次にあります赤来中学校経常管理費についても、同様のものです。

各種負担金は、雲南市・飯南町中体連への補助金です。

中学校共通経常管理費は、中学校の校務技術員の人件費、各種点検などの経費となっております。

続いて、中学校共通臨時管理費ですが、予算書は94ページをご覧ください。中学校共通臨時管理費は、修繕等にかかる経費で主なものとしては、頓原中学校の屋外配水管の更新工事、赤来中学校の防火扉修繕工事をあげております。

次に、目、教育振興費です。目、教育振興費は、中学校の教材費やサポーターの人件費、スクールバスにかかる経費など、中学校における教育の推進にかかる経費です。

学校医委託料は、学校歯科医等に対する報酬などです。

中学校教育振興共通経常管理費は、教材費やテストに関する経常的な経費です。

中学校教育振興共通臨時管理費は、デジタル教科書等にかかる経費です。

概要書は54ページをご覧ください。頓原中学校教育振興経常管理費は、ふるさと教育推進事業、スキー教室にかかる経費が主なものとなっております、次の赤来中学校経常管理費についても同様です。

頓原中学校教育振興臨時管理費は、特別支援教育サポーターの人件費となっております。赤来中学校の臨時管理費についても同様です。

予算書は95ページをお願いします。要保護準要保護生徒援助費は、要保護準要保護生徒の就学にかかる援助費等です。

次のスクールカウンセラー設置事業は、不登校など学校生活に関する相談に対し、スクールソーシャルワーカーとスクールカウンセラーによる相談業務を実施しており、これにかかる費用です。

各種大会派遣事業は、県陸上大会などへの参加負担金です。

中学校スクールバス経常管理費は、中学校のスクールバス運行に必要な経費となっております。

続きまして、項、社会教育費、目、社会教育総務費です。目、社会教育総務費は、社会教育にかかる人件費、社会教育推進活動にかかる事務費となっております。

社会教育委員活動費は、社会教育委員の報酬などです。

続いて、社会教育総務経常管理費ですが、予算書の96ページをお願いします。社会教育総務経常管理費は、社会教育に関する共通の事務費となっております。

生涯学習推進事業は、生涯学習に関するリーダー育成のための研修会経費を計上しております。

概要書は55ページをご覧ください。次に、ふるさと教育推進事業は、教職員や公民館の職員を対象とした地域資源を活用したふるさと教育の推進に関する研修会を実施する経費をあげております。

人権・同和教育推進事業は、飯南町人権・同和教育推進協議会への補助金です。

二十歳のつどい事業は、これまで実施してきた成人式について、成人年齢の変更に伴い事業の名称を変更するもので、飯南町では従来どおり20歳を迎えた人を対象に8月15日に開催する予定です。

各種負担金は、婦人会、文化協会などへの補助金です。

放課後子どもプラン推進事業は、小学生の放課後の居場所づくり、また長期休業中に

おける子どもの居場所を開設する事業で、見守りの充実を図るために指導員の賃金の増額を行っております。

社会教育主事派遣事業は、島根県から派遣を受けている社会教育主事にかかる負担金です。

続きまして、目、公民館費です。予算書は97ページをご覧ください。目、公民館費は、町内の5つの公民館に関するものです。

飯南町公民館運営事業は、公民館による社会教育活動を推進するための公民館協議会への補助金、公民館長への報酬などです。

次に、目、社会教育施設費です。目、社会教育施設費は、図書館等の社会教育施設の維持管理に関する経費です。

図書館経常管理費は、図書館職員の報酬、手当、図書の購入など図書館運営に関するものです。

概要書は56ページをご覧ください。高齢者コミュニティセンター経常管理費は、高齢者コミュニティセンターの管理のための光熱水費など経常的な経費です。

高齢者コミュニティセンター臨時管理費は、新規事業で、センターの施設改修にかかるもので、トイレの洋式化や玄関スロープの改修などバリアフリー化を図るためのものです。

○基幹支所長（和田 真一）

次に、頓原複合施設経常管理費につきましては、交流センター頓原の施設管理、光熱水費等の事務費です。

○教育次長（石飛 幹祐）

続きまして、目、文化財保護費です。予算書は98ページをご覧ください。目、文化財保護費は、文化財保護審議会や文化財調査に関するものです。

文化財保護審議会委員報酬は、審議会の委員の報酬です。

文化財保護経常管理費は、文化財保護関係の事務費となっております。

歴史民俗資料館経常管理費は、館の光熱水費。

文化財保全整備活用事業は、自然環境保全地域の維持管理経費です。

文化財調査事業は、新規事業で、島根県の史跡指定を目指していく中で行われる諸調査に先立って開催する検討会にかかる経費を計上しております。

町指定文化財保存整備事業は、町指定文化財の借地料などの管理費です。

次に、項、保健体育費、目、保健体育総務費です。予算書の99ページをご覧ください。目、保健体育総務費は、社会体育の推進にかかるものです。

スポーツ推進委員活動費は、委員の報酬などの経費です。

保健体育総務経常管理費は、研修会にかかる経費、スポーツ少年団への補助金などで

す。

保健体育総務臨時管理費は、個別施設計画を作成するための経費です。

体育協会補助金は、飯南町体育協会への補助金となっております。

概要書は57ページをご覧ください。学校健診事業は、学校において行う健康診断にかかる費用です。

学校健康会負担金は、児童生徒の共済加入の負担金です。

国民スポーツ大会推進事業は、新規事業で、2030年の国民スポーツ大会において、飯南町がソフトボールの会場になることから、ソフトボール競技推進対策事業として、ソフトボールチームの新設と公式審判員の資格取得にかかる経費を助成するものです。

次に、目、体育施設費です。目、体育施設費は、頓原野球場、赤名山村広場など社会体育施設に関する費用です。

頓原球場経常管理費は、光熱水費などの維持管理費と喫煙所の設置工事を計上しております。

赤名山村広場経常管理費は、光熱水費などの維持管理費です。

町民プール経常管理費は、同じく光熱水費などの維持管理費です。

予算書は100ページをご覧ください。町民プール臨時管理費は、町民プールの外溝の修繕工事を行う費用をあげております。

頓原町民グラウンド経常管理費は、町民グラウンドの水道料です。

次の、小田地区と谷地区の体育館につきましては、それぞれの光熱水費など維持管理経費を計上しております。

次に、目、学校給食費です。目、学校給食費は、学校給食に関する事業費です。

学校給食経常管理費は、飯南町学校給食会運営にかかる補助金です。

学校給食臨時管理費は、調理にかかる備品を購入するためのものです。教育費については以上です。

○建設課長（森山 篤）

続いて、款、災害復旧費、項、農林水産業施設災害復旧費、目、農地災害復旧費です。概要書の方は58ページになります。過年補助農地災害復旧事業につきましては、令和3年7月豪雨災害で発生しました残り農地2件分の復旧費を計上するものです。

続いて、目、農業用施設災害復旧費。過年補助農業用施設災害復旧事業につきましては、同じく令和3年7月豪雨災害が発生しました頭首工7件、水路1件、農道1件の災害復旧費を計上するとともに、災害復旧に関わる事務費を計上するものです。

次に予算書101ページ。目、林道災害復旧費。過年補助林道災害復旧事業につきましては、同じく昨年発生しました草の峠とか3路線における11件の災害復旧を行うための予算計上です。

続いて、項、公共土木施設災害復旧費、目、公共土木施設災害復旧費。過年補助公共土木施設災害復旧につきましても、昨年発生しました豪雨災害、河川災害44件、道路災害3件につきまして復旧するための事業費を計上しております。あわせて事務費を計上しております。これらの災害復旧費によりまして早期復旧に向けて令和4年度全力で取り組んで参りたいと思っております。

○総務課長（那須 忠巳）

102ページ続きです。款、項、共に公債費の方です。新年度償還する元金、利子の方記載しておりますけども、あわせ11億であります。また、繰り上げ償還については、ここ数年行っております。その成果は確実に表れておりますが、当初予算においては頭出しとしておりますので今後も計画的に償還に努めてまいります。

下のページ、款、項、目ともに予備費です。新年度につきましては、例年どおりの計上であります。

歳出につきましては以上ですが、めくっていただきまして給与明細書の方です。104ページから。

特別職の最下段、比較の欄にその他の職員で39名減となっておりますけども、昨年と比べ選挙関係の人員の減によるものであります。ですが、一方報酬の方がプラスに転じていますのは、先ほど説明しました消防団員の報酬の改定による増が影響しております。下のページ、一般職ですけども、総括の方ですけども、その内訳の方は次のページの方から載っております。106ページ、内訳の方説明します。

はじめに会計年度以外、いわゆる一般職員の方ですけども、職員数で5名の減となっております。昨年度は、任期付きの職員も含めて7名の退職があったところで、プラス2名の採用をしておりますので5名の減ということです。それに伴う給与費の減が数字があがっております。

下の表のイの会計年度職員は、協力隊も含めた人数ですけども、3名の増であります。それに伴う報酬の増が記載してあります。

下のページは、その増減の明細書の方です。ご確認いただければと思います。

下のページもめくっていただいて108ページ。ここから職員一人当たりの給与の状況などですが、以降確認いただければと思っております。

ページ2枚めくって112ページをご覧ください。地方債の現在高見込みに関する調書ですけども、冒頭歳入の方で説明しました。財政資料8と同様のものでありますので説明は省略いたしますが、下のページ、113ページの方、これまでの債務負担行為の支出額に関する調書です。次のページ、115ページの下の方までが、その明細ですけども、成果が出ています医療及び福祉従事者確保対策、あるいは子ども子育て支援がありまして、事項数が増えておりまして数ページにわたっておりますけども、ご確認いただければと思ってお

ります。

以上、令和4年度一般会計予算についての説明は以上です。

○議長（早樋 徹雄） 一般会計が終了いたしました。

お諮りいたします。提案理由の説明途中でございますが、本日はこれで終了し、散会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（早樋 徹雄） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで散会いたします。

なお、本会議は、あす8日午前9時開会とし、引き続き「議案第35号、令和4年度飯南町国民健康保険事業特別会計予算」から提案理由の説明を行います。

なお一般質問をされる方は、明日午後5時までに通告書を提出してください。

たいへんご苦勞様でございました。

午後4時25分散会
